

東日本大震災対策特別委員会会議録

---

平成23年9月28日（水曜日）

---

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

---

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者兼  
出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

震災復興推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長

佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
------	-------

午前10時00分 開会

○委員長（西條栄福君） おはようございます。

東日本大震災対策特別委員会、本日で二日目でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

ただいまの出席委員数は14人であり、定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会の進め方は、初めに、町民税務課長より13番議員への答弁保留がありましたので、最初にその説明の申し出があります。

その後、昨日に引き続き、「被害状況及び復旧状況について」を行った後、継続審査として、議案第82号平成23年度南三陸町一般会計補正予算、議案第83号平成23年度南三陸病院事業会計補正予算を行い、その後、陳情11の1 西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保についての順番で進めてまいりたいと思います。

なお、本日予定した事件の調査、審査を終了することが困難であると判断した場合は、議事の進行状況を見ながら会議を延会し、改めて特別委員会を開催し、継続して調査及び審査することといたします。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めてまいりますので、委員皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、早速会議に入りたいと思います。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） おはようございます。

昨日、三浦委員よりご質問をちょうだいいたしました…

○委員長（西條栄福君） ちょっと待ってください。13番でなかった、失礼しました。14番議員でした。

○町民税務課長（阿部俊光君） 14番三浦委員より質問ありました国保税の関係について、一部訂正と、それから補足説明をさせていただきます。

まず、今定例会で国保税の減免の条例を提案させていただいているということでございましたが、今回は、個人住民税の支援措置を盛り込んだ内容でございます。国保税の支援措置につきましては、既に6月の定例会の方で減免条例を可決させていただきまして、現在、その条例

に基づいて減免をさせていただいております。

それから、きのうの質問の部分ですと、例えば、失業保険で幾らでしたか、17万円か18万円ぐらいの場合どうなるのかというような設例だったと思いますが、まず、失業保険をもらうということは、去年の給与所得、収入が全くなくて、失業によって収入がないということでございますので、現行の国保の減免条例で国保税の本体そのものが免除されておりますので、そこは問題はないと思います。

昨日、一部答弁の中で不足しておったのは、もしかすると税そのものではなくて、病院で診察が終わった後に窓口で払う医療費代金、このことなのかなというふうなことも思いましたので、もし、病院窓口一部負担金という部分について幾らから免除になるかならないかという部分について補足をさせていただきたいと思います。

この免除要件につきましては、国で幾つかの要件を規定してございます。その中に、失業などによって収入がないという項目があるんですけども、では幾らという具体的な金額基準が設定されておりませんで、これは昨日お話ししたように、各自治体の判断によるというふうにされております。そこで、当町では国税徴収法の生活基準給、それをよりどころとして採用をしたところでございます。

その理由につきましてですが、この手続が非常に簡便で、そして、住民の方にも大変わかりやすいと。それから、基準の金額も低いということから、当町ではそれを採用してございます。

いずれ病院の窓口一部負担金の免除という部分につきましては、何かの基準に沿った措置でないと、後日、国や県、それから調整交付金、そういったものの査定で減額されるなど不利益になることも予想されます。仮にそうなった場合には、国税の規定を当町は準拠したということとを強調しながら上部機関に訴えていくというようなことも考えております。

基準金額の設定につきましては低いに越したことはないんでございますけれども、なかなか際限のない話にもなりますし、かといってまた全員を免除ということにもできない実情もございます。仮に、失業保険しかないご家庭の場合ですが、まずは、先ほど申し上げましたように、金額の大きい国保税本体そのものが免除になります。そして、受け取る失業保険の金額と、それから家族の人数によってケースが変わってまいりますけれども、それによって窓口の負担金が発生する部分につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦委員、よろしゅうございますか。

それでは、昨日に引き続きまして、調査事件であります「被害状況及び復旧状況について」を議題といたします。

被害状況及び復旧状況についての質疑が途中でありますので、昨日に引き続き質疑に入ります。

これまでの説明に対し、伺いたいことがあれば伺ってください。

三浦清人委員。

○三浦清人委員 きのように引き続き、復旧についてということですが、これは特別委員会でありまして、それに関連することはすべていいのかなという感じがいたしますし、きのうも委員の方々からいろんな質問がされておりましたので、私も順を追ってやりたいと思います。

まず、先般いろいろと問題になりました町長のトレーラーハウスの関係ですが、これはいつ撤去されるのか。「私の方に貸していただいておりますNGOの団体と検討の上、撤去する時期を考えたい」というような答弁が以前されましたので、きのう、一昨日あたり、まだ撤去がされていないと。旭ヶ丘団地ですか。地域の住民の方々が毎日のように見ているわけで、「新聞には撤去すると言っているんだが、いつするんだべね」というような方々もおりますので、その辺のところ、具体的なことを私どもも聞かれた場合にどう答えたらいいのか、今の段階でわかりませんので、まあそのうちに運ぶべからというように。「わかるのなら手を貸しますよ」というような話をしている方もおりますのでね。人の手が必要なのかどうか。ボランティア団体さんの方々にお願いしてやれないのかどうか。これに対する担当課はどこなんですかね。担当課。それが一つです。

それから、きのう、一応議案として出されたネルソン・キャピタルの会社の関係で、それは議案は議案として一たんは終わったんですが、ただ町の姿勢ということでどうなのかなと、私もこの質問が終わって、家に帰っていろいろと考えたんです。初めて聞かされたことですから。今朝ほど新聞を見ましたら、三陸新聞さん、全くそのとおり、議会で問題になったとおりの記事を掲載されていただきまして、住民の方々も細かく理解したなというふうに思って、三陸新聞さんには大変感謝をしているところであります。

それを見た住民の方々からすごい反響といたしますか、今朝、いろんなところに回ってきました。そして、「その記事を見たぞ、一体町は何をやってんのや」というような指摘といたしますか、そういうことを言われましたので、それで今質問に入るんですが、そのキャピタルの社長さんと町の担当、町長なり副町長なり、会社の方とは四、五回会っていると言うんですが、社

長さんとは四、五回会っていた時に、ずっとその社長さんが同行されていたのかどうか。どうなっているのかですね。連絡先というのはどのような手法、手段をとっておるのか。

きのう、副町長はこの会社の実体の質問に対して、ライオンズマンションだと言われましたね。副町長、ライオンズマンションと言いました。私、聞きましたよ。テープを起こしてもいいんですが、確かに大京観光なんでしょう、ライオンズマンションというよね。早速その方を調べてみたんです。場所については、住所についてはインターネットで、きのうもお話したように建物は実在、もっとも住所を検索すれば建物が実在するんですから、あるわけですが、この会社の実体、この住所にはないのではないかということでもあります。それで、こういう情報というのは早いもので、私もいろんな仲間が全国にいますので、いろいろと調査の依頼もしていますけれども、副町長、成川さんという方知っていますか。成田の「成」に3本の「川」、成川さんという方存じ上げませんか、副町長。その方がこの会社のところに住んでいるらしいです。それで、この方は会社とは全く無縁だというような情報ですが、それは間違いないですか。

それから、きのう私ショックを受けたというか、いやびっくりしたのは、8月8日に契約した時にどの方々がそこにいたのかということに対して、副町長は、最初は、副町長と管財の職員2人、3人だったと。相手は会社の役員さんだったと。それで契約をしたと。そして、お昼を食べたら、相手方は役員ではなく株主だと。我々の方も町長と私と総務課長と担当職員だと、そういう訂正というかね。それが驚いたんですよ。8月8日にやって、まだ9月、1カ月半ぐらいしかたっていないんですよ。

私たちも、3月11日の震災以降、記憶とかいろんな頭がいろいろこんがらがっていますからぼんと抜けているところもありますし、そういう状況というのはわかるんですが、ただ、副町長として町から1億円近くの金を出す仮契約をする際に、その時にいた方々の記憶が飛んでいるということに対して、私は心配しているんですよ。疲れもあるのかな。これはやはり長く、半年もこういった状況が続いているからそうなのかな。むしろ、その契約そのものよりも健康状態を心配しているわけですよ。この際、町長、少し長く休暇を与えて、ゆっくりと休ませるということも、やはりこれは大事なことでないですかね。考えられないんですよ、副町長が大事な契約をする時に記憶が飛んでしまったということが。そこなんです。

いや、夕べは本当にそれを考えたら寝られなくなりましてね。今ここで副町長に倒れられたらどうなるんだろうと、この町。やっていけるんだろうかと、そんな思いでした。

それから、社長の住所なんですが、社長の住所。その前に、きのうもお話したんですが、

8月8日に山中さんという方が来て契約を結んだと。株主の方ですよ。この山中さんという方が株主だと証明するものは何かありますか。証明するもの。会社とどのような関係かというのと株主だと。だから契約を結んだというお話ですが、その株主である証明というのは何で証明できるのか。もう一点は、社長から委任状を持たされて、きのうの話だと何もないというような話ですが、何をもって社長の代行、代理人として、その契約の仮契約ですけれども、署名捺印というか、実印ですね、されたのか。その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、お貸しをいただいておりますNGOの団体の方々と、今移動の方向で調整を図ってございます。残念ながら、ちょっとした特殊の引っ張っていく牽引車というのが特殊な機械なものですから、あちらの方から持ってくるということで時間がかかるということでございますが、いずれそういう方向で調整をしております。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 2点目のネルソン・キャピタルの関係でございますけれども、まず、何点かご質問ございますのでお答えしますけれども、社長と会っていないのか、連絡先はどうなっているのかということでございますけれども、社長とはお会いしてございません。連絡は、きのうもお話しした山中博道氏と連絡をとりながら業務を進めてまいっております。

それから、成川さんという方は私存じ上げておりません。

それから、ライオンズマンションというお話ですけれども、昨日、私マンションであるということはお話ししましたけれども、ライオンズマンションなのかどうかまではお話をいたしておりませんので、そこはしっかりとお話をさせていただきたいと思います。

それから、8月8日の契約時の対応について、午後、訂正をさせていただきました。ご健康に気を遣っていただき大変ありがとうございますけれども、私、当時、まずもってもう一回確認しますけれども、午前中の答弁の中では、私と管財担当の課長と、それから管財担当の3人ということでお話をいたしたところでございます。管財担当の課長というのは総務課長でございます。

それで、その後、お昼に町長どうだったのかなということで確認をいたしまして、町長はすぐ会議がございましたので、あいさつをしてそこで立ち会っていたということで確認をしたものですから、午後、追加訂正をさせていただいたということでございまして、ご指摘のとおり、大切な契約のその場の記憶がしっかりしていないというようなことについては大変申しわけないというように思っております。

それから、ご指摘の株主である証明というのは特段ございませんけれども、キャピタルのこれまでの窓口としてずっと何回かお会いしたり連絡をとっているという形では、特にそれを証明する書面等はございませんけれども、そういう形で対応させていただいてきたということでございますし、ご懸念されております、きのうもありました、例えば、その者が社長の命を受けて契約書の押印に応じたと、応じたというか対応したということについて大丈夫なのかということについては、確かに社長からの委任状そのものの確認をしていないというのは、手続上については一つの不備かなということについてはご指摘のとおりだろうというふうに思いますので、その辺についてはしっかり確認を改めてとらせていただきたいということとございますし、とるべきだったというようには反省をいたしてございます。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長、さっきの担当課はどこかという質問。佐藤町長。トレーラーハウスの担当課はどこかという質問、残っております。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 総務課です。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 最初のトレーラーハウスですけども、町長、一応新聞で撤去するということが出されましたので、一日も早く撤去した方がいいと思います。皆さん見えています。今は使っていないんでしょう。いろんな新聞に書かれています。私物化とか何かとかと書かれていますので、そうではないよと。そうであれば、そういうふうに見られるのであれば撤去しますということで撤去するんですからね。まさか、今使っていないと思いますが、使ってはだめですよ。撤去するまで、牽引車が通用するから時間がかかるということを書いていて、それをまだ使っていたとなると、何だ使うために延ばしていたのではないかと、今度は言われますのでね。客観的に、ものの考え方としてですよ。それはね。

それから、できるだけ前も話されましたけれども、いろんな方々が入り出りしていたというようなことですが、それもしないように、皆さん見えていますからね。男性が行ったのか女性が行ったのか、何時ころ行ったのか、何を持っていったのか、いろんな目で見えていますから、このご時世ですから。よほど気をつけてわきをはちと固めていただきたいというふうに思います。

さて、そのキャピタルの社長とは、全く会っていないという話ですね。きのうの話ですと、会社の役員がこの方1人と。社長さんがね、役員が1人と。契約するのに、この会社の関係の方と全く会っていないということですね。この山中博道さん、この方とは電話ではやりとりしていたと、携帯電話で。それで、この方が窓口と言いましたか。その窓口という意味がわから

ないんですよ。地方公共団体の、要するに役場という、簡単に言えば町だ。南三陸町が住民の財産であるお金を使用する際に、はっきり言って、話を聞くと、歌津の言葉で表現させてもらおうと、「わけのわかんね会社だ」という表現の仕方なんですよ。そこと、取り引きの契約をしていいのかということなんです。

総務課長、町長、副町長、手続上の不備があったから、後日改めるだけ確かめるとかという話なんですけど、何を確かめて何をやり直すんですか。それよりも、問題は、会社と関係のない方と契約を結んだということが問題なんです、町が。だから、先ほども言ったように、その株式会社キャピタルの代表取締役石川何がしさんという、すみません、ちょっと今資料が下になっているので、が、山中さんにきちっとした委任状を預けて、後々問題のないような事務手続をした上での契約であれば問題ないんですけれども、石川泰弘さんですね。いいんですが、何もなくて、それから株主だと証明するものもないと。これ、できますかね。はい、そうですかと、我々がこれを議会で認めるということ、なかなかこれは難しいですよ。どうなんです。法的には問題ないんですか、法的に。

もう一回、ならして最初からしゃべります。物事を客観的なものの考え方。町が相手方と取り引きする。それは個人ではない。法人だ。株式会社ネルソン・キャピタルパートナーズという会社と取り引きをする。いいですか。その取り引きするに当たって、仮契約書を結ぶ。それは後で本契約になるんですから。議決を得ればね。その仮契約書を結ぶ時に、判こをつく時に、法人と全く関係のない方がそこで契約を結ぶことができるかということです。そこなんです。その際に、やる際には、やはり、委任状とかその方の身分とか、社長はたまたま来れないから取締役専務が来たとか、常務が来たとか部長が来たとかということであれば、それであればその方が証明できるなということで一々登記簿謄本、役員の名簿を見ながらやるわけではないけれども、その間には何回か会っているわけだから、契約するのに。

ところが、法人の代表者と会ってなくて全くわからない方だ。おれから言わせると。何でもって証明したのか。信用できたのか。この山中さんという人を。多分、名刺かな。名刺を見たんだと思うんだけど。何という肩書きの名刺になっているんですか。取締役になってなかったの。あなたは午前中の話、きのうの話だと役員だと言ったんだから。役員だと言ったんだから、その名刺を見せてください。証明してください。そしたら株主だと。株主だという証明を出してくださいと言ったら、それもないと。私たちに何を信じろというんですか、私たちに。そのところはっきりしてくださいよ。

それから、成川さんという方、わからないということですが、そのマンションの表札には成

川さんという名前になっていたそうです。それで、その方は会社とは全く無縁の方のようです。それで、変更契約をきのう副町長、何か文書でやったと言っていましたね。それはこの住所にやったんでしょう。そこから返ってきたという話ですね。その文書を発送した日にち、それから、住所の控えがあるでしょう。公文書ですから、やったりとったりする時。それから、向こうから返ってきた日にち、住所、どうなっているのか。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） いろいろお話を今いただきましたけれども、町としては、会社と関係のない人と契約をしたという認識でございまして、確かにご指摘のとおり、その方が委任状等持参をして、それでもって確認をしているということではないことはそのとおりでございます。

ただ、前々からお話をしておりましたように、私ども2年前でございますか。ネルソン・キャピタルが根抵当権を譲渡を受けて、それを競売に付したいというような町の方にお話に来庁した際からその方といろいろお話を伺ったり、聞いたり、連絡をしてございました関係から、当然、会社ということでございますし、名刺については残念ながら、現在、すべて流失してこちらで持ってございませんけれども、私の認識とすれば、会社の役員という形で確認というか、そういう認識でおりました。

きのうちょっと訂正をさせていただいたのは、そういうようなご質問もございましたものですから、きのうお昼に改めて山中氏のフルネームをちょっと確認をさせていただく際に、改めてお話を聞いたら、ここに登記簿謄本があるんでございますけれども、代表取締役として石川泰弘氏お一人でございます、その方については一応株主という形で、会社の業務全般を担っているというような説明でございましたものですから、そういう議場での説明をさせていただいてございます。

それから、仮契約書の送付については、きのうお話しいたしましたとおり、8月24日に当方で当該法人の住所、会社としての住所に送付をいたしてございまして、30日に向こうから仮契約書が送られてきているということでございまして、30日の日付で仮契約書を締結させたということでございますので、それに関する書類を見せてくれというお話なんですけれども、24日付でこちらで出した文書のコピーについてはお出しできますけれども、封書で返ってきているものですから、そういったものについては、ちょっと残念ながらご提示できるような資料というのは現在ないというところでございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 私が言ったのは、封筒とか何かでなくて、町として公文書が来るでしょう。その時に受け付けをするでしょうということなの。その時に、そういったものが証明できるものがあればということなんですよね。何も封筒でなくていいんです。

それから、業平の何番地だ、3丁目4-13に発送したと。発送して、会社がないところに発送して、そうなったら転送というのがあるのかな、今は。それはわかりませんが、その郵便物を私が追いかけていったわけでもないけれども、どういうふうな形で返送されてきたのかなと思って、それもクエスチョンマークなんです。この方、ここにいる方が全く会社と関係のない方。それでも、どうなんでしょうね、頼まれて、文書が来たら持ってきてもらうとか何かとかなっているのかどうか。その辺の確認というか、どうなっているのか。

いずれにしろ、とにかく副町長のお話だと納得がいかないんです。何をもち、どうなんですか。問題ないんですか、町がそういった契約をする際に普通の人とやっても。

例えば、土建とか建築とかの工事請負契約の仮契約ありますよね。その時には、社長が来るか専務来るか、町内の業者さんであれば顔見てわかるわけだ。この方は専務だとか常務だとか。だから、一々登記簿謄本を持ってこなくてわかるわけだ。だけれども、こういう近くにいない方々、それも今言ったように、その住所にもいないような会社とやる時に、果たして何もない方と契約を結んで、それは有効なんですかね。書類、公文書というか公書類として。だから、勘違いされたら困るんだけど、皆さんがクエスチョンマークとなっているものを明らかにしてもらえばいいんですから。そういう時はこうだからこうだよとか、こういうふうにやりましたので問題ないとか、それだけなんです。何もこっちは追及しているのではないんですよ。住民の方々がおかしいのではないかと思うことを今代弁しているだけであって、それを払拭してもらえればいいんです。簡単な話なんです。そこですよ。何とかしてくださいよ。私たちも困るんです。何と答弁していいかわからないから。そこは何かご理解していただきたいというのが本音でしょうが、そうは行かないんだな、今回の場合は。こういう場合は。

それで、その登記簿謄本というのは副町長、会社の登記簿謄本ですか。だから役員が1人だということも言えるんでしょうけれども、その登記簿謄本をコピーして私たちには渡してもらえないんですか。別に問題ないんでしょう。

委員長、参考資料として会社の登記簿謄本を皆さんに配付してもらえるようお願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） いろいろご指摘いただきまして、確かに説明が必ずしも十分

でなくてご理解をいただけないということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもの認識ということで業務を進めてまいりましたけれども、三浦委員のご指摘のように、やはり、そこにしっかり委任状、そういったものがあってしかるべきではないかということについては、改めてそのように認識をいたしてございますので、それはそれでしっかり確認する作業を早々にさせていただきたいというように思います。

それから、法人の住所、間違いなく文書を送って返ってきています。そこがマンションであるということも、後日、聞いてございます。何と言うんですか、前にもお話ししましたけれども、私ども、この法人が事業所の規模とか、そういったものがどこにどう現存するかというよりも、法人としてしっかり、つい最近、司法の場で認知されて、そこで競売に参加をして落札をしているという厳然たる事実がございますし、法人登記で法人の存在も確認してございますので、その住所にどういう会社の形態があるのかまでは絶対的要件ではないというふうに認識をしているということについては、昨日もお話をいたしたところでございますので、こういう登記会社でございますから、そういうような形態も他にももしかしたらあるのかなというふうに、今改めてマンション、その役員からも、役員というか、役員と言うと誤りでございますので、その山中氏からもそういうことなんだそうだけれどもという話をしたら、まさしくそこはこのマンションのその住所で法人登記をさせていただいているということでございますから、その成川さんとおっしゃいましたか。その方については、この法人がその住所でもって登記されていることについては、多分、内諾は得ているんだろうなというように思いますよ。全然、人様の住所を勝手に法人登記をするはずがないので。そこと会社の関係がどうなっているかまでについては、私ども関知する立場でございませぬので、関知いたしてございませぬけれども、結果としてそういうような対応、今回もまさしく、繰り返しますが、仮契約書をそこに送付して、そこから仮契約書が押印されて当町の方に30日に到達してございますので、そういうことはきちんとなされているのかなというように認識をいたしてございます。

なお、会社の法人登記、登記簿謄本については、これは特に問題はないと思いますので、後刻コピーして配付をさせていただきたい。今、やってくれというのであれば、それはそれで。

○委員長（西條栄福君） 暫時休憩をいたします。

それでは、再開は10時55分としたいと思います。

午前10時40分 休憩

---

午前10時53分 開議

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにございます。会議を続けます。

休憩間に資料の配付を行いました。ご質疑を続けていただきたいと思います。三浦清人委員。

○三浦清人委員 資料を配付いただきましてありがとうございます。

今これを見ておりました。契約内容、甲、乙の会社、乙の登記簿謄本と、法人のということでもあります。これを見ますと、設立が平成20年7月17日だということで、この時はこのマンションの業平3丁目で登記をしておいたことは間違いありません。登記簿も認めたと。

それで、この登記簿謄本の証明をとったのが平成21年1月16日と。要するに2年前ですか。2年前。この役員は取締役石川泰弘さんということでお一人だと。

まず、この会社が今現存するかということになるんですよ。2年前の登記簿謄本ですよ、これは。契約を結んだのが8月8日、その段階でこの会社が現存しているのかという問題。というのは、要するにその業平3丁目のマンションには別な方がいるということですから、会社と関係のない方が。果たしてこの会社が存続しているのかどうかという疑問が沸いてきたんですね。最近の登記簿謄本ではないですから。

それから、代表の石川さんと会っていないというお話を聞いて、この石川さんの住所を見ますと、千葉県八千代市村上1113番地の1ということになりますと、1113番地の1で、例えば1-5とかというのはないんですか。あるいはこれは一戸建てなのかどうかわかりませんが、この方がここに住んでいるということですね、住所ということは。そういう解釈でよろしいですか。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） お手元に配付をさせていただいた登記簿謄本、平成21年1月16日でございます。これは会社から当日提出をさせたものでございます。

現在、会社としての存在がどうなんだというお話でございますけれども、直近の3月、4月に登記簿移転登記がいわゆるネルソン・キャピタルに競売の結果、落札者として所有権の移転登記がなされている分については、各土地の、当該土地の筆ごとの登記簿謄本で確認をいたしてございますので、そこは契約時においては、当然、会社が存在しているという認識しております。

それから、石川さんが千葉県八千代市村上1113番地の1というところで当時登記をしておりますけれども、現時点でこの住所にお住まいになっているかどうかについては、確認をいたしてございません。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 確認していないんでしょうね。もっとも会っていないし、相手にしていないんですから、町では。いてもいなくてもいいんでしょう、この方。そういう考えなんでしょう。とにかく、山中さんという方だけ、窓口だけあればいいんだという感覚で物事を進めてきたんでしょう。石川さんがどこにしようがいまいが我々はいいんだと。窓口の山中さんだけあればいいんだというようなやり方でやってきたというしか、それ以外の何ものでもないというふうに私は思っていますよ。

とにかく、これ以上質問しても進まないとお互いね。だって役員でない方と、あ、それからもう一つ。見ますと、この会社は30株で30万円の資本金ですね。そうしますと、この石川さんが何ぼ株を持っているのかあるいは山中さんが何ぼ株を持っているのか。要するに、山中さんと契約を結んだことが町としてどうなのかということなんです、町としてね。だから、何か山中さんが株を何ぼ持っているのか証明できませんか。30株ということをごここにうたっているんですけれども、そのうちの1株でも2株でも証明するものはないですか。会社の関係であるということの証明書ですよ。山中さんが会社と関係を持っているんだというような証明ないですかね。私はそういう関係の方と契約を結んだのはどうなのかという法的なことはよく私わかりません。後日、これは調べなければならぬし。それから、この石川さんという方の存在ということもどうなっているのか、これも後で調査をしなければならないと思っていますしね。それから、石川さんのこの住所のところにこの方が本当にいるのかあるいはどこに行っているのか。この会社とのかかわりがどうなっているのか。

この方は、裁判所で移転登記をする際に、同じ代表者になっていましたかね。その辺の確認をとっておかなかったですか。1月の競売で、決定したのはいつでしたか。3月幾らだと言っていましたか。ネルソンに所有権が移転になった日付というのが3月幾らかになっていたんですが、その際にはこの石川さんという方がまだその段階で代表者になっておるのかどうか。この確認ですね。会社はあるんでしょうから。ないところに裁判所は何しないから、あるということは確認できると。しかし、この代表者がそのままネルソンの代表取締役になっているのかどうかということです。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 質問に対して、それぞれ証明できるものがないということで、なかなか答弁に対してご理解をいただけないのでございますけれども、まず、私ども石川氏と契約をするということではなくて、基本的にあくまで株式会社ネルソン・キャピタルという会社、

法人との契約でございますものですから、もちろん代表取締役石川泰弘という名義は当然つくわけでございますけれども、個人ということではございません。

それから、山中氏が株主としてのどれぐらいの株を保有しているかについては、ちょっと今すぐお示しできる資料は全くございません。

それから、登記でございますけれども、各筆ごとの登記簿謄本ですと、あくまでも株式会社ネルソン・キャピタルパートナーズとしての登記名義人でございます。そこには代表等の名前は付されてございません。登記が正式に完了しておりますのは平成23年3月9日に所有権移転登記が出されております。

一応、そういうような状況でございます。

○委員長（西條栄福君） もしあれば質疑お願いします。三浦清人委員。

○三浦清人委員 株式会社と、法人と契約しているから、ここに書かれている代表取締役は関係ないという話ですよ、今の話だと。そういう言い分でないですか。私はそれを証明するものはないですかと。仮契約ですから、これが本契約になるんです。議会の議決をもらおうと。それが、普通、普通というかどうかなんですか。では、代表取締役、なぜ書いたの。要らないでしょう。あなたはこの代表取締役がだれであろうが、法人と契約を結んでいるんだからいいんだというような今の発言ですよ。よくないでしょう。代表取締役三浦清人でもいいんですか。そういうことになりますよ。代表取締役となると、株主になる、幾らか。石川さんの株、何ぼ持っているのか。それから、山中さんという方は株を何ぼ持っているのか。調べてすぐ出してください。そうしないと質問が続行できません。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 説明不足でございますけれども、私が申し上げましたのは、株式会社ネルソン・キャピタルパートナーズという法人と契約したということでございます、ご質問の石川氏の現在の住所、存在がどうなっているのかということとは、その契約とは別に考えているということの意味でお話をしたわけでございます。

ご要請でございますので、そこについては早速調査できる範囲内で調査をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

議事進行でお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） ただいまの件につきましては、議長に申し出まして、資料提出を当局に申し入れていただくと、そういうことございまして、ただいま決算審査中でもあります

し、また質問の機会もあろうかと思しますので、このまま議事を続行させていただきたいと思いますが、いかがですか。

それでは、議事を続行いたします。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1番です。

きのうからきょうと、とりあえずこのゴルフ場の跡地の問題でもって何時間も時間を費やしています。今、何が大切かということを考えたら、やはり、町民が苦しんでいる中で、行政と議会が何をすべきかということだと思います。そういった中で、やはり、議会の同僚議員が質問していることに納得できるような方向で進めてもらわないと、こういったことがいつまでも続くと最大の被害は行政でも議員でもなく、本当に被災された町民だと思います。この辺に関しても、トレーラー問題に関しても、とりあえず早く、町長片付けてください。この問題は、あそこの土地から撤去してください。早く。車屋さんでしたら幾らでも近隣の市にもあります。そういった形を出してください。

あとこのゴルフ場のネルソン・キャピタルと町との契約、この辺に関しても、やはり疑問点がいっぱいあります。今の副町長と同僚議員のやりとりを聞いていても、私も何が何だかちょっとわかりません。そういった形の中で、私の質問3点ぐらいちょっと準備しておりましたが、余りにも何か質問することが果たしていいのかなというような感じまで私は思っています。ただ町民の方たちを何とかしたいと、町民の声を行政に伝えたいと。そして、その行政に伝えた答えをまた持ち帰って話すと、それが私の義務だと思います。とりあえず、今、この前にあるきのう、きょうのこの議論を早く解決するようにお願いします。

きょうの新聞に「政争の具」というような形の報道がされています。その原因はだれにあるのか。一番わかっているのは副町長とか行政だと思います。議員の言っている質問は、私は間違いないと思います。その説明に不備とか疑問がいっぱいあるから、そして、町民はそれを政争の具と言います。決して政争の具ではないと思います。この問題の一因は、やはり執行部の方にあると私も思います。そして質問させてもらいます。

今、復興に向けてどんどん進んでいくんですが、やはり被災者、仮設に住んでいる住民の方、本当に置き去りにされていると思います。こういった中で、3点、ちょっと質問させてもらいます。

民間賃貸住宅、これがまたふえています。23件ふえて450戸というふうな形になっている。この要因は何なのか。そして、避難している方とか登米市に行っている方に聞くと、役場の職員が随分いますと。副町長も町外から出て今アパート暮らしかとは思いますが、そ

の辺の役場の職員が町外から離れてこういった民間賃貸住宅、これを役場の職員が何人いて、何人がこの制度を活用しているか。まずこれが一つです。

あと産業振興課の方から、昨日、説明がありました中小企業基盤整備機構、この制度を活用して8月末で7区画27店舗。これは仮設商店街なのか。あと、事業所がこの制度を活用して何とか仕事を始めたいと言っているのか。その辺の詳しい説明をお願いします。

あと昨日の復興のまちづくり意向調査の中で住まいについてということで、課長の方から説明がありました。そして、戸倉地区、志津川地区、入谷地区、歌津地区ということで、住民の意向調査を説明されました。その中で、町の判断は、約9割の方が町内を希望していると。入谷地区は、今回に当たっては被害を受けた方がありますが、建物的には被害はなかったと。この地区においても4%の方が町外というような形を希望しています。そして、戸倉地区が合計で18%。志津川地区が15%。歌津地区が10%と。これを考えると、15%に近い人たちが、やはり、町外を希望しているというような現実がここにあります。

そういった中で、先ごろの報道の中に、町民会議、あと住民意向調査、そして町の方の大学の先生方と議論された中で4,000人の人口が今後10年でしたか、その中で減ると。そして、それを3,000人に人口減少を抑えたいと。この住民意向調査をもとにしたこの人数の減少なのか。この辺の説明をお願いします。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 1点目は職員が民間賃貸住宅に何人入っているかというご質問でございますが、正直言いまして、職員の個々の仮設に入っているあるいは民間住宅等については調査してございません。したがいまして、今ここで職員何名中何名が仮設に入っているということについては、時間をいただければ調査できますけれども、今ここで何件ということについてはお答えできませんので、ご了承いただきたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 中小企業基盤整備機構によります仮設の店舗、工場などでございますが、お尋ねの仮設商店街の部分もみんなでまとまってやる部分もありますし、それから、仮設の工場あるいは店舗というものもございます。具体的には、例えば、造船場ですね。それらも仮設の工場というものもございますし、共同でという形での生産加工場の方も仮設でというのが、この72件の中に含まれております。

以上です。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 町の人口の見通しの部分だと思いますが、震災直後に亡くなられた方、それと直後に転出された方、そういったのを加味いたしますと、現在のところ、大体1万5,600人程度という人口になっております。それが10年後を推移した場合、年に大体1.5%ほどの減少の見込みが出るだろうということで、10年後には1万3,360人ぐらいの人口になるのではないかと。コーホート法のそういった推計によりますと、そういった数値が出ております。

ただ、現在の人口の減少の率を、今後、高台移転とか住まいが確定するだろうと思われる5年後からは一定の回帰現象も見込むことができるだろうということで、10年後の人口を1万4,500人程度とさせていただいているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1問目の件なんですけど、課長に聞いたのは、民間賃貸住宅、そっちの方に行政の職員が何人行っているか。これをぜひ調べて出してください。何でこれを質問したかというのと、被災された方はすべて失っています。職も自分の持っている財産もすべて。そういった中でなかなか民間住宅にはやはり入れないと。県の制度を使っても2年間と。そして、やはり、そういった手段、そういった場所とか、そういったものをなかなか情報を得る手段がないので、そういった考えを今被災した方は持っています。役場の職員の方がどうしてもそういった感じで情報をとらえたりとか、あと仕事もあるということで、そういった感じで質問しました。そういった今の現実をお教えしたいと思います。

あと、やはり、職員の方も町民です。そして被災されています。大変なご苦労をして、今、町民救済のために町職員として頑張っています。その辺はわかるんですが、できればその辺、教えてもらって、そういった形が多いというような形でしたらば、できれば早目に戻らせるような取り組みを町の方でしてほしいと思います。

あと、建設課長の方にも時々行って情報を聞くんですが、とりあえずまだ、この間の説明ですと80戸の仮設が余っていると。そして、9月までにとりあえず今、まだ避難している人を取りまとめて何人いるかと。あと、逆に今まで親戚に身を寄せた人たちが帰ってくると。その人たちの要望も何人あるか。その辺も調べていると。あとそのほかに、今、早い段階で1Kに2人住んでいる家族の方が意外といいます。早く仮設に入りたいと。そういった方たちが狭いと。そして、部屋があるんだったら移動したいと。そういった方があるような話も聞きます。そういった方たちの今後の町としての、建設課としての、担当部署としての今後の取り組みですね。こういった形でやっていくのか。その辺をお聞かせください。

あと仮設商店街の方に関しては、商工会の方に行って一応聞きました。そしたら2カ所、歌津と志津川。志津川は前の合庁の裏の方と、あと歌津は公民館跡地と。歌津地区に関しては10店舗、志津川地区に関しては50店舗入るといような話、60店舗でしたかね。合計で70だったような気がします。

そういった中で、そのほかに事業所もということで、今、課長が造船場とかいろいろ挙げていました。そのほかにも各業種の方がいます。そういった中で、仮設店舗は、前に町長が話した時は年内ぐらいには何とかめどをつけないといような話も聞いたように記憶しています。そういった中で、それにかかわっている方から聞いたならば、年内は無理だろうといような話も聞いています。ほかでは個人が町とか県とか、そういった担当部署にお願いしていると先に進まない。それで自分たちで動いて進んでいるという現実があります。仮設商店街に関しては。あと、そのほか個人の事業所に関しては、そういった制度を活用して申請するんだけど、なかなか申請してもその決定がおりないと。そういった状況の中であきらめている事業主の方の話も聞きます。そういった方たちの対応ですね。早目にならないのか。そういった形の困っている話を、行政としては今後どんなふうに手助けしていくのか。その辺、お聞かせください。

あとは、まちづくり意向調査、わかりました。

とりあえずこの辺なんですが、やはり今、課長が言われたとおり、復興住宅を建てたら、5年後には減少から今度はプラスに変わるというような形の話をしました。それでしたら、やはり、一日も早くやってください。人口流出、その場所で落ち着いたら、そこで生活を1回したら、やはり、帰ってこないと思います。まして、子どもたちとか若い夫婦、子どもさんがいて、そして、この地区になれたら本当に帰ってこないと思います。やはり、教育委員会の方で今取り組んでいる子どもたちも善王寺ということで登米市に行って、基本的にこの数字に出ている18%というのは、やはりそこで生活圏を得たので、もうそっちの方で仕事も見つけ、子どもたちも友達ができて、そっちの方で、できれば米川小学校、登米小学校、あと佐沼小学校、そういった方向に動くというような形も聞いています。だから、こういった若い家庭、そういった人たちの動向的なものが情動的にまちづくり復興推進課の方でそういった話がありましたら教えてください。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 職員の民間賃貸住宅への調査でございますが、早速調査をさせていただきますけれども、いろんなケースがあると思うんです。単身の方もおりますし、世帯主の

方もおりますし、あと家族と一緒にそういった賃貸に入ると、いろんなケースがあると思えますけれども、いずれできるだけ早く、調査をしないとご返事できませんので、繰り返しになりますけれども、できるだけ早く調査をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 中小企業基盤整備機構によります仮設の店舗ですとか工場の関係なんですけれども、一つの条件がございまして、中小企業基盤整備機構の方は、その仮設の店舗だとか工場のその建物を、プレハブ形式が主なんですけれども、それを整備してくれるということだけでして、その整備する場所は、市町村有あるいは市町村が管理する土地という、そういう縛りがございまして、ですから、その店舗ですとか工場をやる方々は市町村の土地というわけではないものですから、今の段階では。ですから、それを便宜的に町が管理する形に、町の方で無償で貸してくれる土地に対して中小機構が整備するという、そういう形なものですから、なかなか土地の所有者との話し合いとかというのが一つのハードルになっております。

それから、建物は整備してくれるんですけれども、例えば、さっき言われました仮設商店街とかは50軒のいわゆる50棟の建物を建てますが、そこに例えば、電気ですとかそれらを敷設するのはこの方々が共同でやらなければならないということがあります。歌津地区の10店舗に関しては、電気の使う容量も10棟ですと何とかなるんですけれども、50棟となりますとそれなりの電圧を使いますので、それらの調整ですね。そういった50棟となりますと、今度は駐車場が1カ所になりますので、そこからのお客さんの動線というか、それらの関係で、その敷地内のどこにどなたがその店舗を構えるかということで、調整が難航というまでは行かないですけれども、その話し合いに若干時間がかかっているようでして、それと今度は、さっき申しました電気の配線の関係ですね。余りそこに電柱を多く立てればそれだけの経費はその地区の人たちが負担するという、電気工事の関係ですね。それらの関係でも、若干話し合いが難航しているようでございます。

あと、もっとやりたい人がほかにもおられるということですが、相談に来られているケースもございまして、まだエントリーしていない方もおられます。と言いますのは、さっき言いました市町村が管理する土地だとかというのが条件になりますので、その土地を借りて町の方にその管理というか、便宜的に貸してもらえるかどうかと、その条件整備に若干手間取っているのかなという、そういうケースも若干ございます。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅でございますけれども、9月初めあたりにいろんな問い合わせがございまして、入居資格のある方についてはすべて事務処理を進めてまいりました。それで、最近は、やはりそういう新たな入居を申請するという方については、余り見受けられないような形になってございます。

したがいまして、今、仮設住宅を借りているんですけれども、非常に家族が多くて手狭だという世帯、それから介護用のベッドとか、そういうものを置いている世帯、それからあとは家族がふえたという方、そういう世帯が今町の方でそういうものを登録してもらっているんですけれども、41世帯ございます。それで、大体今月、民間賃貸住宅の締切を今月末にしておりますので、その辺の状況を見ながら、この41世帯、ほかにもまだ対象者がいるかとは思いますが、早急に町の入居者の選考委員会、これを開催させていただきまして、2戸必要な方の基準というものを決めさせていただきまして、優先順位の高い方からそれを対策を進めるようにしていきたいと考えております。

ただ、まだ空きの住宅はこの人たちを含めてございますので、これからもしまた新たに仮設住宅が必要だというふうな方につきましても、随時入居資格がある方については、その辺は対応してまいりたいと、このように考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 人口減少につきましては、これまでも年に1.5%ほどの減少傾向で来ていることでございますけれども、一気に震災後に、先ほどもお話ししましたが、亡くなられた方あるいは行方不明の方、そして一時的に避難する形で町外に転出した方、特にこの町外に転出した方をいかに早く呼び戻すかが今後の人口減少の右肩下がりの角度を抑えられるのかなというふうに思っています。その中で、私ども一番最初に取り組みなければならないのは、まず住むところ、そして合わせて雇用の場。そういった部分はある程度解消になってきます。当然、教育環境であるとか子育て環境とか、そういったすべてがセットで動いていかなければ、なかなか住むところが出たとしてもそういった環境が整っていないということであれば、やはり戻る理由にもなかなかならないので、すべてが連動する形でいろんな施策を推し進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今の復興推進課長の話、本当にそのとおりだと思います。やはり、それを実行するのは町長だと思います。そして、町長は財政、財源的なものも管理している一番の責任者

として、今後、高齢化社会、65歳以上の方が多くなった場合の南三陸町の存続、それがどうなるか本気で考えないと。それを考えた場合、やはり今、課長が言った話のことを迅速に推進することが必要だと思います。

あと、この仮設商店街に関しては、復興委員会の中で町長にも何回か説明を求めた時に、とりあえず迅速に進めると。そうしたら今の課長の話ですとなかなか厳しいと。やはり、トップの話と、トップの話は、やはり人受けのいいような話をして現実的には厳しい。これがまた町民が一番困る、事業主が困ることだと思うんです。

私も県とか国とか、町の支援はおかげさまで受けさせてもらいました。しかし、県とか全国の商店とか、そういった時の制度で資金を活用する場合に、なかなか結構難しいハードルがいっぱいあります。今話したように、公共用地じゃないとだめだとか、あと電気の関係があるからだめだとか、とりあえず仮設です。仮設商店街です。空き地は被災地にはあります。そして、今後瓦れき撤去の後にどんどん町の方では復興計画の中で都市計画を進めて進むわけなんですけど、とりあえず何で商店街が必要かと言ったらば、とりあえず仮設には販売者が回っても、あくまでもその仮設商店街で働くために東京とか仙台から住んでいた人が帰ってきて、早く商店街で働いて自分の生計をなしたいというような考えの人の話をいっぱい聞いています。その中で、仮設がどんどんおくれる。事業所がなかなか建設できない。それというのは、町民の人たちを仮設に戻して、避難から帰ってきててもなかなか町の体制が整っていないということが一番問題だと思います。またこれから仮設に入って、また出ます。仮設商店街できない。なかなか経費かかる。そして、事業所申請してもなかなか公共用地がない。そういった中で、やはり、これから出ると思います。だから、そういった中でも、今被災地現場で、例えば、コンクリートのたたきがある部分にはどんどんやりたいという要望があったらば、ライフライン、水、電気、それは早く行政の方で、瓦れき撤去を一たん休んでも、生活が成り立つような場所を町で町民のために、被災した人たちのために確保してやるのが、私は一番、一番必要だと思います。その辺、もう一度お聞かせください。

あと、今、課長の方から説明がありました。この前言ったらば、とりあえず親戚の家に身を寄せていて、6カ月ぐらいたったらば、やはりいつまでも生活してられないから町に帰ってくるというような話を課長に聞きました。そういった状況が町にあるんだと。そういった中で、この民間賃貸、これがふえているのがすごく不思議だと思ったんです。だからこれを聞きました。だから、この辺の関係が、やはり、町の把握、想定、よく町長は想定と言いますけれども、想定というのは、考え方として、それが甘かったらどこにそのしわ寄せが行くかと言っ

たら、町民にやっぱり行くんですよ。人に行くんですよ。だから、その想定が甘い行政は、やはり今後生きられないと、この間テレビで言っていました。想定を重く受けとめてそれに厳しく、自分に厳しく、行政のトップとして厳しく、そういった想定で臨まないと、今後、被災起こっても、やはり町の存続はなかなか厳しいと解説者が言っていました。だから、そういったことを考えると、やはり、想定は少し厳しく、高い位置に抑えて想定していかないと、やはりそういったことが起きます。だから、そういった想定に関しても、町としてはしっかり考えていくべきだと思います。

あと、総務課長、今話をされていましたが、とりあえずぜひ出してほしいと思います。やはり、役場職員は総務課で生活地とか、その辺はしっかり、住所も電話もとりあえずその辺は管理していると思いますので、出せないことはないと思います。すぐこれは情報として入っていると思いますので、とりあえずその辺、早目にお知らせください。できれば住民の方に、行政職員は頑張っているんだと、そういった自分の体を休めることも必要なんだと、そういった形のことを言っていきたいと思います。とりあえず、今3点の中でいろいろ質問しましたが、一番聞きたいのは、生活再建のための事業主の支援、それがうまく回転することによって雇用の場もふえるし町民も帰ってきます。その辺はやはり、風が吹けば桶屋が儲かる、そういった構図がこの中にあります。仮設商店街、そして事業所救済に関しての町の取り組み、町長の取り組み、その辺をお聞かせください。最後に。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 仮設商店街で仮設店舗を中小企業基盤整備機構から借りるという場合は、そっちで建ててもら場合と、条件を市町村が管理する土地でなければならないというのは、私どもの町で決めているのではなくて、中小企業基盤整備機構のそれが条件なんです。なものですから、さっき私、最初の時にまだそういう意向あるんですけども、エントリーできかねている人がいるというのは、例えば、自分の土地を使ってそこに建てたいんですけども、中小企業基盤整備機構は個人の土地に建てるのではなくて、それを一回町の方に使わせてもらう形をとって、それからやってくださいということなものですから、自分の土地を町の管理するように提供されるのは、それはそれこそハードル高くないんですけども、自分の土地ではない個人の土地を借りる場合ですね。そうすると、その地主の方と話し合いだとかがなかなか進まないという方がエントリーできかねているということなものですから、町が決めているのではなくて、中小企業基盤整備機構の建てる条件としてそうなっているんです。これは、私どもだけではなくて、今回被災を受けた地域全体にそういうような、私どもハードルと

言いますけれども、はっきり言って足かせみたいなものですが、そういうような状態です。

それから、仮設商店街の件で電気のことをお話ししましたが、仮設商店街の電気配線の件でも、その業種によっては電気を使う容量がかなり格差があるんだそうです。照明だけでいい電気を使う場合と、それから、例えば、食糧品を扱う場合、厨房も電気を使う場合とか、ですから、それらの配線がどなたがどこにどのような建物を要望するか、それが決まらないと、今度は電力会社の方でその配線計画がなかなか進まないということで、それで今、その話し合いに時間を要しているということだそうです。その経費の面も含めまして、それらの関係で、当初計画したような期間よりも若干時間を要しているという、そういうような状態だそうです。そういうようなことであります。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今、課長の説明ですと、中小企業基盤機構ですか、その辺の話だけしているようですね。やはり、最初の質問。そこから少し離れていて、とりあえず早く事業をしたいという人たちがいるんです。そういった中で自分の場所に何かをしたいと。とりあえず自分の被災したたき場所の場所に何か仕事を始めたいと。そして、今、駅前はノリ屋さんとかスタンド屋さんとか、あと八百屋さん、あと網屋さんですかね。その辺は自分のあった場所に建ててやっています。ただ、そういった人たちが、中小企業基盤整備機構が仮設商店街とか事業所の支援の事業としてこれがあるんですが、今は、早くそういった人たちに仕事をしてもらって環境を町でつくらなければいけないのではないかなと。最後の二、三回の質問の中でしているのはその分なんです。そういった感じで水とか電気とか、そういったライフライン的なものを町の方で何とか仕事を始めたいという人たちに、何とかその辺の整備をできないかと。それは事業所の人たちが早く再開して、やはり、生活基盤を早くつくりたいと。そして、その後に都市計画とかその辺が動くと思うんです。それが、今まで話の中で聞いていった場合に、なかなかその辺が、今後時間がかかる。それを待っていたらば、その人たちだって仕事できない。収入のものが無い。生活基盤つくれない。それで皆佐沼に行っているという現状があるんです。だから、これから離れて、今被災した場所で仕事をしたいという人たちの事業主の方に、町として何ができるかということをお聞きしました。それ、最後に、それだけ。しっかりした答弁してください。あとこれで終わりたいと思いますので。足りなかったらば、また質問したいと思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ですから、産業振興的な考えといたしましては、被災した方々がすぐにでも始めたいと。それで何か支援策がないかという時に、自分で資本を投下してやる

のではなくて、何か支援策がないかという時に、そういう中小企業基盤整備機構のこの制度を私どもの方で紹介しているのもあって、それを使わないでみずからやられる方々、それは一番いいことなんですけれども、恐らくご存じでお話しされていると思うんですけれども、私どもとしても自分でやられる際にいろんな手を差し伸べたいのはやまやまなところではございますが、ただ現時点では、浸水したところにさらにしっかりとした建物というのはなかなか難しい状態もございますので、それらのところはできるだけ環境整備を図りたいところではあります。今委員が言われるように、ライフラインの設置だとかに関しましては、これはトータルのにやらないとなかなか難しいものですから、言われることは十分わかってはいますけれども、そこは全体的な整備をしていかないと難しいのかなと思います。

ただ、私どもとしましては、言葉は悪いんですけれども、人のふんどしを当てにしてやられるよりも、自分でやられている人の方が、比べるとあれですね、余り言うともあれですけども、そちらの方がずっと力強くいいとは考えております。できるだけことはやりたいと思いますけれども、できるだけことはやりたいと言ってもそのやる手段というのは、現時点では限られているのが実情なものですから、この辺のところ、これ以上なかなかあまり答弁できかねます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 いろいろ質問が出たようでございます。

あれをやれこれをやれと言ってもなかなか進まないのが現状のようでございます。

そこで、前者も申し上げましたが、民間の賃貸住宅、これが大分ふえてきているようでございますが、この住宅の家賃の支払い状況というのは、どのようなやり取りでやっているのか。何か新聞等で県の方で支払いが滞って、大分借りている人たちが立て替えなければいけないというような悲鳴を上げているようでございますが、その辺、県と我が町との関係、それから借り主側の支払いの状況、その辺をまずもってお伺いしたいと思います。

それから、緊急の雇用事業です。これはいろいろ35事業ありまして7億円というようなことで始まっているわけでございますが、もうそろそろ期限も切れてくるものもあるのかなと思うんです。長いのは恐らく来年3月いっぱいぐらいのものもあると思いますが、必ずしもその事業全部がそうではないと思うんです。それで、251人の許容をなしているわけでございますが、今後、そういう期限、恐らく12月いっぱい終わるものもあろうかと思えます。こうして終わっていくと、いわゆる緊急的には雇用はしたんだけど、また失業するというようなことになってくるわけでございますね。それで、今後、3次補正、準備しているようでございま

すが、そういう中でこのようなメニューというのがあるのかないのか。その辺あたりの情報なんかはどうなんですか、入ってきているんですか。県の方との協議とかそういうことがあるのかないのか、その辺あたりお願いします。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 民間賃貸住宅でございますけれども、これは町で受け付けをして、それで県の方に書類を送付してやって、県の方で知事と賃貸業者、それから借り主が3者契約をして、当然県の方で家賃を支払うという、そういう仕組みになってございます。ただ、今現在、その県の事務処理というものが2カ月くらい時間を要する、そういうふうな状況もあります。

それで、町の方といたしましては、県の方にいろいろその辺の状況については問い合わせをしているんですけれども、なかなかうちの町だけではなくて、特に仙台市とか、ああいう都市部については仮設住宅に入らないで民間賃貸住宅に入る人が相当多くて、仮設住宅が何百も空いているという状況があって、なかなかうちの町だけがその契約事務が早く進む状況にはなってございませんので、多分、間もなくその辺も落ち着きを見せると思いますので、もう少しその辺、結果を見守っていきたいと思います。

この問い合わせについては、相当な件数で民間賃貸の申し込みの世帯からうちの方に来てございます。よろしくお願いします。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 緊急雇用創出事業の関係でございますが、委員がおっしゃるように、ほとんどの雇用期間は来年3月いっぱいまでというのがほとんどなんですけれども、言われるように12月ころでというのもあるんです。そうしました時に、現在では8月末で、この記載のとおり230名ほどの新規の就業者がおられますけれども、なかなか長い雇用でないとその仕事を選ばないという方が結構おられるようでして、私どもの方で無料職業紹介所を開設しております、そこには結構調べには来るんだそうなんです、期間がここまでなのかとか、中にはこれは自分に合わないだとか、いろいろあるらしいです。ですから、実はもっともっと募集は出したいところでして、できれば今回の補正とかでも緊急雇用の方を要望する予定ではおりますけれども、国から来ているこの予算そのものはまだ若干はあるようでして、私どもの方もそれに乗っかろうと思うんですが、なかなか仕事を選ぶというか、雇用期間の関係もあるようでして、それらのところでミスマッチがあるのかなと、こう考えております。

それと、町が直接雇用するだけではなくて、産業団体だとかあるいは社会福祉法人だとかに

も業務を委託してやっておりますけれども、そちらの方でも、例えば、たまたまこれで応募して採用されている方がその働きぶりだとか能力を高く評価されて、そのまま本採用になればいいところなんです、なかなか現時点ではそうもなっておらないようでして、あくまでも期間限定の雇用だということだと、なかなか年齢的な部分もあるいは収入的な部分もあって、皆さんがすべてこれで満足できるかということそうではないような状態でございます。

お尋ねの3次補正では別メニューがあるのかということなんです、一番はこの雇用期間の関係だと思んですが、ただ、これは今回、震災対応ということでかなり予算もついたので、これが来年度あるいは再来年度までずっと通してその人を、1人の人を雇用できるかどうかというのは、今それは意見が分かれているところであります、その辺のメニューの詳しいところは今後の国の方の考え次第なのかなと、こう考えております。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 民間住宅について、何か課長、私が聞いたこととちょっと違うような答弁なんですけれども、要は、県の事務処理の延滞によって、借り主が立てかえ期間が長くなっているのではないかと、そういうことです。それで困っているのではないのかと、そういうことです。

だから、例えば、もう岩手県とか、向こうはとっくに終わっているわけです、処理が。宮城県の方は9%ぐらいだなんて言っているわけね。さらに同じような書面を使って他県はバンバン処理しているのにもかかわらず、宮城県はさらに委託してからの事務処理するなんてむだな経費かけているわけでしょう。我が町のことでないからいいけれども、県のことだから事務処理が延滞しているだけなんですけれども、ただそれが、我が町の窓口、我が町の被災者にとって負担になってないのかなと。負担になっているのであれば早くそういう制度を使うように県の方にでも申し出る必要があるのではないのかなと。半年たってまだその制度が、家賃がまだ支払われていないなんていうのでは、何もかも失って入った人たちは苦しいわけだから、そういうような補助でも制度でも大いに期待して待っているわけだから、その辺、再度また県の方にでもせめて、できるだけ早く行くようお願いしたいと思います。

それから、民間の賃貸住宅について基準というのはどうなっているのかなと。何か制度に当てはまらないでさっぱりその制度を受けられないというような被災者もあるわけです。その辺、もう一回お願いしたいと思います。

それから、雇用に関しては、これはいろいろとにかく募集してくる人もいろんな考えがあると思います。ただ、こういう時だから、いろんな補助事業をつないでつないで、できるだけ雇用の場をつくってやらなければならないのではないのかなと、そういう思いです。それを、さ

らに町内の企業とかが一歩、二歩と足を踏み出してきているわけだから、その雇用の場を企業の方にスライドしていくような補助の使い方、こういうことも考えて、これから考えていかなければならないのでないかなと、そう思います。その点、いろいろ情報とりながらやっていただきたいなど、そう思います。もう一回お願いします。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 岩手県と宮城県とでは背景が違うのではないかと思います。宮城県は、やはり、仙台周辺の都市部が実際に津波被害を受けていて、そういう人たちがかなりその都市に集中しているので、今、事務が滞っているというところがあるのではないかと思います。これは、県の方でいろいろ対処していますので、その辺についてもちょっと私の方からも事情はいろいろ要望したいと思います。

それから、民間賃貸の基準でございますけれども、これは世帯、間借りする1Kから1DK、2K、3DK、それから2LDKとかあるんですけども、その世帯人数が決められております。その世帯人数に合った賃貸しか借りることはできません。例えば、1人で一軒家を借りるということではできません。ですから、その世帯に合った借り方です。それで、大体1DKで月3万2,000円以内の中で支払われていますし、一番大きい3LDKについては、これは4人以上になりますけれども、6万9,000円以内で大体家賃は定めているようです。

それで、特に南三陸町でどこか空いている家を借りているという方もおられます。そういう方について町に申請に来た場合に、例えば、4人家族で3部屋とかそういう基準になるんですけども、2階があつたり、もっと部屋があつたりしている場合については、そこは使わないような物置とか、そういう中でいろんな図面を書いていただいたりしながら、そこに合うような形で受け付けは基本的にはしている状況です。ただ、必要な間取りしか借りることはできないというのが、この民間賃貸の制度でございます。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 緊急雇用創出事業の中身が、委員がおっしゃるような内容で実はいろいろメニューがございますが、例えば、ここに括弧書きで「ふるさと雇用」とか何カ所かございますが、例えば、ふるさと雇用というのは、民間の事業所あるいは会社とかで3年間のうちに、3年間の雇用期間があるんですけども、その3年間に臨時職員から正職員にするという、その条件がこのふるさと雇用です。

それから、例えば、「重点分野雇用」だとかというのは、これは福祉だとか保険の分野に優先的にだとか、それから、「人材育成事業」といいますのは、これはまさにそのとおり、事業所

だとかですぐに従業員となってもすぐに一人前ではないというのは、これはどなたもそうすけれども、これを3年間の期間で育成して行って、それでよければ正式雇用してくださいとかという、そういうようなメニューがございます。

それであれば、委員がおっしゃったようなそういう事業主の方に将来的にはということもあるんですけども、実は、今回もこれはあるんですけども、これは予算の中では余り多くないわけですし、今回多く来たのが「震災対応事業」ということで、それはさっき申しましたような長くて今年度末までの雇用期間だとか、そういうような分けられ方をしておりますので、なかなかそれが難しいところだと思うんです。

それで、委員がおっしゃいました民間事業所とかで、これを使えないかということなんですけれども、震災対応となりますとなかなかそこが難しいところですし、ですから、これらに関しましては、今、例えば、雇用保険の受給期間の延長だとかという、そういうような動きもございしますので、今後のそういう制度の推移を若干見守っていかねばならないのかなと思いますし、私どもとしましては、これは今年度だけあるいは来年度だけで震災復興というのはなかなか難しいものですから、難しいと私は考えますので、こういう雇用形態に関しましての改善だとかあるいは予算をもう少しつけていただければなというのが、私の感想でございます。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、賃貸住宅は家賃だけが基準ではなくて、間取りとか、そういうものもあるわけなんですね。

何か同じ借りで家賃はウンと安いんですけども、大きくて該当にならないと、そういう人もあるんです。ただ、それもなぜそこを借りたのかというと、なくてなくて探していったらば、津波でやって全部流されたと言ったら「じゃ、ただでいい」と言われたそうなんだが、ただではそれも申しわけないというようなことで、今、課長が言った金額以下で、以内で借りたんですけども、何で該当にならないんだというような人たちもあるわけです。

さらにまた、これにくっつけて言うと、制度以外の個人で仮設を建てて入っている人もあるわけですし、自力でね。何らその人たちから言わせると、「県にも国にも迷惑かけないのに、何で何ももらえないのや」と、こういう人たちもあるわけです。こういうこと、震災直後にだったと思います。今、記憶を思い起こすと。副町長に「これはどうするんですか。何かやれないのですか」という話をしたところ、「やるとすればすべて制度の適用外だから、対応するとすれば町でやるほかないね」というような、そういう話をした記憶があるんですけども、それいつか出てくるのかなと思って待っていたんですけども、なかなか出てこないわけです。それ

で、ここ一番そういう人たちもいるわけだから、何か町としての対応というののもってもらえないのかなと、そう思うんですが、町長、どうでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回、大震災でございまして、大変多くの方々、いろんなケースがございまして。そのケースでさまざまな支援を我々としてもやりたいということで取り組んでまいりましたが、それぞれいろんな縛りがございまして。その中で、どうしてもこれできないという部分も多々ございまして。

現実には何件かいろいろ具体的な支援をしていただけないかというお話があるんですが、今言いましたように、大変国あるいはそういったところの縛り等々がございまして、なかなかそこまで手が回りかねるという現状がございまして、その辺ひとつご理解をいただくということで、あとはケース・バイ・ケースでいろんな対応をしなければいけないという部分も出てくるだろうというふうに思いますが、現状としてはそういうことだということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 これでは質問を終わりにしたいと思っておりますが、理解は私ではございませぬので、被災者でございまして、被災者がわかっていただけないとご理解ということにならないわけなので、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

---

午後 1 時 0 8 分 開議

○委員長（西條栄福君） おそろいようでありますので、休憩前に引き続き質疑を続行したいと思います。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 きのうから何回か手を挙げているんですけども、やっとあてられましたので。

災害状況のこの復興状況については、規定の3問以上やっつけていいんですね、委員長。それを確認してからやります。いえ、私は3問で終わりますけれども。

2点伺います。

1点目は、危機管理課に質問するんですが、この間も私お話ししたんですが、放射線の測定

のグラフですね。なかなか町民から高いのではないかというお話があったので、ぜひこれは数字でやってほしいということをお話ししました。今後もそういうふうにやってもらえるのかどうかということをお聞きします。

それから、町民の中ではいろいろ情報が入っていて大丈夫だと思いつつも、食べ物に対して本当に食べていいのかどうかというのが私もよく聞かれます。先ほど課長説明がありましたけれども、米については15ヘクタールに1カ所で検査をすると。先ほどそういう説明がありましたね。これは南三陸町の中でこの検査が行われているということでしょうか。その辺をちょっとお聞きします。

それから、水産業に対しても、福島原発で大分海に放射能が流れたのではないかという心配をして、食べ物、魚は大丈夫なのだろうかという質問もされますので、ぜひその辺も含めてちょっとお願いしたいなと思います。

それで、私、総括で、これはそっちこっちでやるのではなくて一元化して町民がわかりやすいように提起すべきだということをお話ししたんですが、その辺は今どうなっているのか、ちょっとお聞きします。

それから、2点目は、教育総務課にちょっとお尋ねしますが、これを見ますと、2学期から84名の方が子どもたちが戻ってきたという数字があります。実は、きょう、新聞報道によりますと、就学援助制度を利用してなかなか南三陸町での町内の全小中学校の53.6%の570人がこの援助を受ける対象になったと、そういう話がありました。だんだん子どもたちもふえてくると思いますが、これは町内の小中学校と書いてありますので、まだほかのところにいる方にはまだ当てはまっていないのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。お聞きいたします。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） まず、1点目の放射線の測定値の数量表記でございますけれども、これは委員のご指摘のとおり、次回ご報告をする機会がある場合には数値表記でお示ししたいと思います。

なお、毎日の測定結果につきましては県の方に報告いたしておりまして、町のホームページからも飛ぶようになっているんですけれども、県のホームページ上でも公開いたしておりますし、また、その日の測定結果につきましては、毎日FM放送の方で測量結果をご報告申し上げて、異常がないということを改めて町民の皆さんにはご報告申し上げているところでございます。

以上です。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、米の放射線量の測定の基準につきましてご説明申し上げたいと思います。

米につきましては、予備調査、収穫前の予備調査を行った後に本調査に入るわけですが、おおむね宮城県内で120カ所を本調査で行っております。15ヘクタールに1カ所というのは、基準値をオーバーした米を発見した場合に重点地域に設定した段階でさらに詳しくというふうなことです、基本的には宮城県内120カ所、1町村大体5カ所というふうなことでございます。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 魚に対する放射線量の関係でございますが、これは県の水産試験場の方でサンプル的に調べております。

それで、魚だけでなく食べ物に関しては、放射線量はその1キロの食べ物に含まれる放射線の値ということになりますので、「ベクレル」という単位を使うようです。この食べ物1キログラムあたりにどれぐらい含まれているのかという、その測定器そのものはなかなか民間に出回っておりません、県の方でお願いしているのは東北大学にお願いしてやっているようです。

それで、気仙沼水産試験場の方では、この近海でとれる魚の中から何種類かを調べておるようでして、イカ、それからタラ、タコとか、これらを調べております。ただ、これらの魚は、いわゆるこの沖でとれたものですが、回遊しているものですから、果たしてその魚がとれるまでどこを回遊していたかというのは、なかなかこれははっきりしません、ですから、その件に関しては、きのう大丈夫だったからきょうとれる魚がすべて大丈夫かというのはなかなか言い切れるものではないでございますけれども、これまで調べた中では、今申し上げた3種類と、それからこの沖合のツブを調べました。今のところ、それらのものからは放射線は検出されていないということでございますが、これは今後とも水産試験場の方では魚のサンプルを選びながら調べていくという、そういうようなことだそうでございます。

以上です。

○委員長（西條栄福君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 就学援助の関係のけさの新聞報道でございますけれども、町内の小中学生の申請のパーセンテージということで53.6%となっているということでございま

して、これはあくまでも町内の学校の児童生徒数の申請者の数です。転校された子どもあるいは区域外就学した子どもについては、それぞれ所属する学校で申請をする形になっております。

以上です。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 庁舎前でのあれは数字であらわすということだったので、ぜひそれはよろしくお願いいたします。

それから、食べ物なんですよ、皆さん不安がっているのはね。これは、今の説明では大丈夫だということ、お話ありました。ただ、水産は貝類がちょっと心配だと、そういう声も聞こえるんですが、先ほどの課長の答弁ですとイカ、タラ、タコ、そういうのを今やっているということなので、貝類もぜひメニューに入れてやってほしいなと思っております。

あと、米については町で5カ所ということなので、本当は県とかそういうのにずっと頼り切っているいろいろやっているのは、私はそうではなくて、町でやはりその都度きちっとやるのが本筋ではないかなと思うので、一元化して、ぜひこういうものを皆さんが見られるようにしてほしいと、私はこの間総括でお話したんですが、その辺はどのようになっているのか、もう一度お尋ねします。

それから、就学援助金なんですが、新聞を見ますと、1年間を大体やってみるという話なので、子どもたちは1年で終わるわけではなくて、本当にこういう大変な状況で経済的に困っている人たちが大分いらっしゃいますので、1年ではなくて、これはやはり子どもたちが義務教育を終わるまでずっと続けるという方針でやってほしいなと思いますので、その辺の動きはいかがでしょうか。その辺をもう一度お聞きします。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 先ほど申し忘れてしまいました。いわゆる貝類ですね。貝類の中で、私どもの方でツブなんですけれども、私どもの方の一番に水揚げされるツブでございますが、実はこの湾内というか、かなり沖の方なんです、これもミズダコと一緒に調べた経緯がございまして、フェリーの航路の方からのツブなんです、その時点ではツブの方は放射線は検出されなかったと、そういうことでございます。

○委員長（西條栄福君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） この就学援助事業でございますけれども、今回は、国の1次補正で出ました被災児童生徒の就学援助事業ということで県が10分の10を補助するというふう

な、そういった事業内容となっているんですが、事業そのものは従来の就学援助事業と全く内容的には同じです。ただ1年間と言っているのは、要するに補助金を出す期間が今年度1年間ではないかというふうな、まだはっきりはしておりませんが、そういった見通しなんです、あくまでも就学援助事業というのは、従来の就学援助事業で十分に認定可能でありますので、この1年間の事業というのはそういった県補助として継続するかどうかという、そういう部分の1年というふうなことでございます。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 放射線関係のデータの一元化につきましては、先日、町長が答弁したとおり、一元管理して、この所管はどこになるか、これから検討しなければいけないんですけれども、とりあえず担当者間で協議いたしまして、一元管理したいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 本当に福島の方たちのことを考えると、ここはまだ、今データを見る限りはいいのかなと思っております。

しかし、本当にこういう状況なので、いつどんな時にまたそういうことが起こってくるかもしれないので、ぜひこれは危機感というか、そういう意識を持ってきちっと管理してほしいなと思っております。ぜひこれは継続的にきちっとやってほしいと思っております。

それから、就学援助支援、これは従来の就学援助だと、今そういう答弁でありました。ただ心配なのは、これはだんだんふえてくると、県の事業と補助としても打ち切られたり、莫大な人数になってくるとね。なかなかそういう点でちょっと心配な点もあります。我が町ではますます私はふえてくると思いますね。そういう方たちに子どもたちには平等な教育、それこそ本当にきちっとした教育をして、もう5年後は15歳の子どもは町の復興に携わる立派な大人になると思っておりますので、そういう人たちに教育の均等というか、そういうものをきちっとやるべきだと私は思いますので、ぜひその辺でも抜かりなく教育委員会としてもきちっとやってほしいと、そう思っております。

以上です。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 それでは、復興に関する質問ということでありますが、仮設住宅関係ですけれども、先般、8月いっぱいでしたか9月の何日だか、皆さん避難所から皆仮設に移ったというような話、報道もされたようなんですけれども、実際に今、南三陸町の町民でいまだに避難所

とされているところにいられる方というのはゼロなのかどうかですね。前には皆さん仮設住宅に移ったというような話なんですけれども、その辺の実態はどうなっているのか。

それから、仮設住宅の入居状況といいますか、空き部屋、今の段階でどういうふうになられておるのか。

それから、先ほども前者が話しましたがけれども、入居したいんだけど入居する資格といえますか、ない方には難しいということできなくなっているようですけれども、今後その空き部屋の利用方法とか使用方法とか、活用方法といえますか、そういうふうなことをどのように考えておるのか。それから待機者、要するに非常に部屋が狭くて困っていると。といいますのは、最初の仮設を建設した際には1Kがあったわけですね。1人から2人は1Kでということで、2人家族の方が1Kに今入っている方々があります。その後に建設されたものについては、大体2DKか2Kからだということで、お一人でも2Kに入っている方もあるわけですね。それを皆さんわかりまして、「いや、我々2人で1部屋で何だ、狭くて困るんだや」ということが随分聞かれてきておりますので、その辺の調整といえますか、それを今どのように考えているのか、その辺をまずもって。

○委員長（西條栄福君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 避難所のいわゆる避難者数ということでございますが、これにつきましては、9月27日現在で25名まだいらっしゃるというような状態。避難所は閉鎖というようなことなんです、いわゆる特別な理由があつてそちらに残っている方が25名まだいらっしゃるというふうなことでございます。

ちなみに場所は町内観洋さん1カ所、それから大崎市、まだ鳴子の方にまだ2カ所、秋田に1カ所、加美に1カ所というふうな、全部で4カ所ですか、そちらにまだ25名の方がいらっしゃるというふうなことです。

その方々につきましては、理由といたしましては、家の改修をしているんですが、大工さんが間に合わないと。大工さんの改修が直れば、改修をして自宅の方にすぐ戻るといふような、そういった理由で、その間は行くところがないというようなことでしたので、そちらにとどまっていたいただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅の空き状況でございますけれども、南三陸町内の空き数は45戸でございます。それから、町外南方とか横山でございますけれども、町管理が13です。

町の管理としては58戸空いております。それから、県管理の部分が現在22戸空いてございますので、空き家につきましては、今、合計80戸ございます。

それから、この空き家の活用というか今後の利用なんですけれども、まだ仮設住宅の入居資格ある方が今後どの程度町に申し込みに来るのかということについては、9月の初めにはいろいろ動きがあったんですけども、今、下旬になりまして、余り動きはありませんけれども、またこれから冬を迎えますので、北の方にいる方が寒いので仮設住宅ということも前には若干聞いたこともありますので、そういった戸数も一定程度は確保しておかなければならないのではないかというふうに思います。

それから、現在、町の方に、先ほどおっしゃった1DKに2人入っているとかあるいは2DKでも4人入っていてベッド入れているとか、3Kでも7人ぎりぎり、そこにはいろんな家族の構成があって、もう1戸貸してほしいという方、この世帯、現在町の方に来ている世帯が41世帯ございます。ただ、これは町の方にこういうふうな声を出している世帯でございまして、詳しく調査してみないとわかりませんが、やはり、住宅が狭くて困っている方はまだまだいるのではないかと思います。それで、大体落ち着き、今月の民間賃貸住宅、大体締切になりますので、10月初旬に入居者の選考委員会、これを開催して、今空いている住宅についてまず2戸貸しをする世帯に対してどういう基準でどういう優先順位で2戸貸しをしていくかというものを決めながら、それと、そういうものもしっかり仮設住宅の入居者の皆さんに周知をさせていただいて、この辺の今の空きのをできるだけ生活がしやすいような形で使っていくというふうなところを対策としてはとっていきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 いろんな理由があっただに避難所生活ということで、私たちはもうとっくにすべての方が仮設に入居しているのかなという思いでいたものですから、そういうふうに…、そうしますと、一応25人であるけれども、家の改修が終われば中に入れるということの、約束しているわけではないでしょうけれども、実情がそうだということで、内容がはっきりしていればいいんですが、ただ、避難所から仮設に入った方々がまだいると。その方に対して「おらもいればよかった」というような話が出ているわけなんです。だから不公平ではないかと。今のような内容のことをわかれば、私たちも聞かれた場合にはしゃべるんですが、そうでない方々がそういうふうな思いでいるということも事実なんですよね。だから、その辺の何と言うか、知らせるとするか、困るんですね。そういった方々がいるということ

がね。いるということは、自分たちが仮設に行ってまだ残っている人がいるんだという思いの方が、そういった方がいるので、内容がはっきりしていればいいと。ただ、期間も、今大工さんもなかなか忙しくて手つかずのところも中にはあると思うんです。だけれども、直ったら行くんだと。それで、いつやということにもなってくると思うので、その辺、どうなんですか。期間を決めるということにもなかなかいかないのかなと。ただ、国からの支援金というのは、あれは半年間ということであたわれているわけだと思うので、その際、今度自分でお金を出して行くということも、その辺も町としてその方々にもはっきりと話さなければならないのかなというふうに思います。そういうふうな指導をしていただきたいと思いますが、いかがですかということです。

それから、空き家につきましては、なかなか入居希望してもその辺でうまくいかなかったというのはどこの市町村でもあるようです。お隣の気仙沼市さんにつきましては、千厩というんですか、岩手県の。千厩が気仙沼市の市民のためにつくった仮設228戸でしたか。それが実際に入っているのが82戸だか52戸だかというような数字をちょっと聞いてね。それでもまだ300人ぐらいの避難所生活をしている人もいるという話を聞いたんです。何と言うんだか、マッチングというんだか、ミスマッチと言ったらいいのか、希望する方と貸し出す方が合わないということで、どこの市町村にもそういう問題があるのかなということでもあります。

課長言われているように、早く空いているところに、せっかくだからつくったものですから、空いているのはよくないことですから、2戸申し込まれている方々も中にはいると思うので、その辺を上手に、上手にですよ。分配というか割り振りというか、後で文句の出ないようにやっていただきたいと思いますよ。これはぜひ、役場の方々、職員の方々でひとつ割り振りをしていただきたいと思います。間違っても町会議員なんか中に入ってごたごたと騒ぎにならないようにしてもらいたいと思います。また公開質問状なんか来ると困りますからね。この辺の話はまた別な機会に詳しい質問はしたいと思うんですけれども、きょうはなかなか時間がないから、次の質問に移ります。

きょう渡された、ようやく、私以前にも質問しておったんですけれども、廃棄物の処理基本方針がやっと出たということで配付されたんですが、これは本来は1カ月か2カ月で出てくるのでないかなと思って、よその町ではそうやっていますよ。「我が町はどうなんだ」という質問をしたことがあったんですけれども、「基本方針を持ち出さないで処理しているのか」という質問をしたことがあったので、今やっと出てきて、これに沿ってやっているんですけれども、そこで、私、何度も心配でお話をさせてもらっているんですが、2次仮置き

件です。何ページですか、2枚目のところなんですけど、「宮城県への事務委託によって2次仮置き場を確保し」というような文言でありますけど、確認ですけれども、「宮城県への事務委託」、それから、次には「宮城県への事務委託」、それから、「宮城県へ事務委託と」とこうなっているんですね。「宮城県への事務委託により」とか、事業主体は市町村ということになっているんですね。その計画が県だということなんですかね。その辺、どのような解釈を我々はしたらいいのかですね。

それから、これはページ数がないんですけども、(4)の2次仮置き場ということで、今後迅速に処理を行うために民間に委託し、1次仮置き場から直接搬出及び処理を行うということですが、この民間委託をまたするんですね、今までの瓦れきの処理と同じように。その際に、収集運搬の許可証というものが必要になってくるのかどうか。搬出する際にですね。要するにものを運ぶんですね。これまでの瓦れき処理とはまたわけが違ってきます。ものを収集したやつを今度は運ぶということですから。その際に、許可関係ですけれども、運搬するトラックが収集運搬の許可証を持たない業者でもこれはやれるかどうかの確認なんですけれども、その辺いかがですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、災害廃棄物の基本方針でございますけれども、今、その中で具体にご質問あった部分でございますが、まず2次仮置き場の関係でございますけれども、これにつきましては、宮城県への事務委託というふうにご方針でも定めてございますけれども、今、県の方と協議進行中ございまして、皆さんご存じのとおり小泉地区に予定している部分が当初からの県との協議で進めている部分でございます。

また、それに関しましては、宮城県の方で県知事が記者会見で示唆したように気仙沼南三陸ブロックについては分散化も検討するというところでございますので、それを受けまして、気仙沼市、南三陸町ともにこれからこのブロック内のいずれにしてもこの2次仮置き場、そこでの処理施設、これの建設につきましては、さらに今その場所とかいろんな部分での県との協議を行っているわけでございますけれども、この方針に基づいた中で、今後もどういう部分を県に委託してその処理を行っていくのか。また、町ではどの部分を処理を単独で行っていくのか。その辺の事業の区分がまだ県との協議調整の中で確定してございません。それで、今後ですけれども、その辺の今の廃棄物の種類、それから、数量等、さらに精査を行いまして、その上でこの部分については県への委託にする。この部分は町が単独で処理を進めると。ある程度のそういった区分を行いまして、県の方も実際に県への委託事業がどの程度

になるのか。それがはっきりしませんが、県の方の処理施設の建設計画の方も具体的に着手できないということもございますので、その辺、今、盛んに県の方と調整をしているところでございます。

それから、民間に委託しての一次仮置き場からの直接搬出等車の関係でございますけれども、これにつきましては、当然、廃棄物の処理の許可をうけている業者の方に委託してございますし、それから、南三陸町の許可証を掲示した車で運搬を行っております。

○委員長（西條栄福君） 保健福祉課長、先ほど不公平のないように入居ということの答弁。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、先ほどの質問についてお答えいたしたいと思えます。

避難所にまだいらっしゃる方につきましては、個々に直接連絡をさせていただいて、いつ改修が終わるかということを確認させていただいておりますので、なるべく早く避難所を出ていただくというふうなことでお願いはしてありますので、それで調整をさせていただきたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長、空き部屋ということで。空いている仮設に入ってほしいということなんですが。建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 先ほどお話ししましたが、まず空き部屋そのものはこれからまだ正規に入居資格を持っている方がどの程度来るのかというのは、これはちょっとなかなか予測がつかないところですが、まず、そういった方に対してもある程度ストックは必要だろうと。

それから、2戸ですね。今一つ借りていますが、もう1戸を欲しい方に対して、それはきちっと活用を図っていかねばならないと思えます。

それからもう一つ、現在、集会所のない団地もございますので、規模の小さいところにつきましてはそういうところも、集会所になりませんが、コミュニティ施設みたいな形で要望もございますので、そういったところで空き室については対処をしてみたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 では、とにかくそういった仮設に行かない方々についてはきちっと説明して、我々もそういうふうなことを聞かれたらそういう理由であるということも話しておきたいと思えますし、それから、空き家の2戸貸しについても、ぜひ皆さん狭くて大変な思いをして

いる方々が結構いるようです。私もいろいろ相談を受けていますので、ひとつその辺は平等に、平等にやっていただきたいというふうに思いますし、やはり、コミュニティをつくるために、今、各仮設住宅の地区ごとに自治会組織というんですか、自治会組織がつくられて、そこにコミュニティセンターというか集会所というか、ああいうところもあるところもあるし、また、なくて困っているところも多々あるというふうに聞いております。そういうところにも、やはり集会所も空き部屋があれば必要なのかなど。その際の使用要綱というんですか、使用要綱。そういうものもきちっとつくっていただきたいなど。だれが行っても使ってもいいのかどうか。何の目的で使ってもいいのかどうか。例えば、我々議員たちがその集会所を使って集会をしたいという時につかっていいのかどうか。その辺どうですか。その地区の人たちが行けばいいんですけれども、私歌津だ、志津川だ、戸倉だ、入谷だという方が例えば、中瀬町の集会所に行って集会を持っていいのかどうか。そういうこともきちんと聞いておかないと、使えるといたってだれの許可をもらったらいいいのかですね。その辺です。

それから、事業主体が県になるのか町になるのかということで、そこなんです。いろんな新聞等を見ると処理場の分散化というか、1カ所ではなかなか難しいと。私も何回もここでも聞いたことがあったんです。大丈夫か、大丈夫かと。反対者がいる中で、あの小泉地区やるのは大丈夫かというお話も再三したこともありますし、先般、宮城県の方々、議会の方々 came 時も、我々との懇談会をやった時もその話もしました。一体大丈夫かと。そうしたら、県の方では「これの事業主体は町だから」というような話で、宮城県はとにかく言葉は悪いがずるいんだね。自分たち都合悪いと全部丸投げするような形にするのが宮城県の癖なんです。先ほど2番委員がお話のあった、岩手県では、もう福島もそうです。どこでもそうです。もうぼんぼんと条例に沿って処理しているんだけど、宮城県だけです。アパートの代金もまだ払わないでね。人数が多いから云々とかという理由ではないんですね。やる気があるかないかの問題なんです。本当に困ったものです、宮城県は。

それで、そのところの、例えば、小泉地区が難しいというので我が町は我が町の分として設置をしなければならないということになった場合の場所の選定から始まらなければならない。地域の方々から許可も承認ももらわなければならない。内諾を得なければならないということもあるんですけれども、どうなんですか、今の見通しとしては、我が町の瓦れきは小泉地区に搬送するというのが確実なのかあるいはそこは無理だから我が町は我が町独自で建設の方が濃厚なのか。その辺の見通しはどうなっているのかということです。

それから、私が聞いたのは、収集運搬の許可、要するに廃棄物処理運搬の許可ですね、収集

運搬ですから。今回の2次仮置き場から運搬する際に当たっては、そういう許可証を持たない車は搬送できないのではないかと。許可を持った車しかできないのではないかとという質問なんです。要するに、今の1次の場合は、どなたでも何でもトラックでどんどん運んでいくわけ。しかし、今回の1次仮置き場から2次に運ぶ場合には、これは収集運搬という解釈なんです、法定ではね。だから、そういう運搬車、許可を持った車、業者でないといけないかという質問なんです。その辺はいかがですかということ。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅の集会所あるいはコミュニティ施設については、やはり、被災者の入居している皆さんのコミュニティの形成維持のためにそこを使うという目的がございます。

それで、現在、自治会設立と合わせて、その集会所あるいはコミュニティ施設の管理運営について自治会にお願いをしていくということでお話をさせていただいておりますので、そういう中で、その目的に沿うように、町の方と自治会の方でその辺はきちんと整理をしていきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず、第1点目の事業主体でございますけれども、これはやはり自治法に基づいて南三陸町があくまでも事業主体となると。ただし、今回の事務委託の部分につきましては、宮城県との協議に基づいて、その事務の委託を行うことができるという、それに基づいてそれぞれの事業ごとに協定を結びまして、この事業を全面的に委託するという形をとる考えでございます。

そうしますと、当然、県の方でその2次仮置き場、その処理施設での事業計画を立てまして、それに基づいての業者の選択、選考を行って契約まで県の方で行って事業完了まですべて実施をしてもらうと、そういう流れになると考えております。

それから、2点目の2次仮置き場、小泉地区の見通しでございますけれども、町といたしましては、あくまでも当初の予定どおり、小泉地区における2次仮置き場、それから処理施設、ここでの処理というものは第1に考えております。ただ、県の方でそういった分散化も検討するという、そういう話が出ておりますので、それが市・町の方に具体的にそういう打診といえますか、協議があった場合には、当然、この方針にもございますけれども、処理の目標の期間内にこの処理を完了するためには、どうしても分散化が避けられないということであれば、それはそのような形で分散化に向けての前向きな協議を行っていく必要があるとは

考えております。

それから、運搬の関係でございますけれども、これにつきましては1次から2次までの運搬業務ということになりますので、当然、その許可業者でないと運搬業務はできないということになると思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 わかりました。一日も早く2次仮置き施設が完成しまして、その事業が遂行されるように願っておるところであります。なかなか実情を見ますと、まだ一步も二歩も進まないような状況でいるんですね。またさらに県の方に反対する方々が参って反対陳情したとかという話もこの間、1週間ぐらい前ですか、連絡が来ましたので、なかなか厳しいかなという思いでいるんですけども、何せとにかく町から、自分たちから出た瓦れきですから仕方のないことですが、やはり、一日も早くなくなるとね。この復興というものに対しての進みぐあいがなかなか難しいものですから、何とか小泉地区の方々にご理解をいただいて、その事業が進んでいくことを望んでいるわけでありまして。

そういうことで、課長も大変でしょうけれども、その辺では県との協議もあるようですから。この推移というものを見ていかなければならないかなというふうに思っています。

それから、建設課長、鉄類の有価物の関係ですけれども、前に一度6月までだか5月までの売却した月ごとの金額とトン数をもらいましたね。それで、最近の状況がどうなっているのか、後でいいですからコピーして皆さんに配付してもらえればと。

終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。及川 均委員。

○及川 均委員 及川です。時間もありませんので、簡便にお伺いしますが、寒くなってまいりました。寒くなってきたこの現状の中で、集会所のないところのお年寄りほどのようにして一日を送ればいいのかというふうに当局はお考えなのか、お聞かせください。

それから、瓦れきの方は、1次片付けはどうやら大分進んだようでありますけれども、屋敷跡地にコンクリート片があるわけですね、基礎部分が。これの片付けというものはなかなか過去の例から見ても難しいところもあるんだろうなと思うんですが、当町では国調というものやって境界ははっきりしておるわけですけれども、それを新たに基礎を片付けた後にその問題が出てこなければ、境界の問題ですね、いわゆる。そういった問題が出てこなければいいかなと思うんですが、当局としては、こういう点においてはどのように今後処理されるおつもりなのか。基礎を片付けると、処理するという段階になるとそういう問題になると思う

んですが、その基礎を片付ける事前に境界を新たにして地主の了解を得られるのかあるいは基礎を片付けてからのことになるのか、あるいは何もされ構わないで置くということなのか、その辺のところをお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 当初、集会所等の建設につきましては、全くそういう施設のないところについては集会所あるいはコミュニティ施設というものが建設当時計画されていたんですけれども、ただ学校とか平成の森もそうですけれども、そういう公共施設の中で集会機能がある程度あるところにつきましては、そういったいろいろ関係機関と話をしながら集会所をそちらの方に持たせるということで建設を進めた経緯がございます。

それで、なかなか今、そういう学校とかが、平成の森もそうでしょうけれども、借りにくいと、集まりにくいという、そういうお話も出てきておりますので、一つは空き家の活用というふうなことも検討しなくてはならないですし、それから、3次補正で具体的に出てくるかどうか、まだしっかりわかりませんが、集会施設の建設というのもある程度候補としてはあったものですから、そういうものの動向を見ながらもう一度見直し、空き家も含めてそういったところについては考えていく必要があるのではないかと考えております。

ただ、すべてやり切れるものではないと思いますけれども、既存のものを活用しながらあるいは既存の施設にそういう機能を持たせることができるかどうか、合わせてそういったところも検討させていただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長、コンクリート。

○建設課長（西城 彰君） 今現在も境界の確定というものについては杭そのもの、境界杭ですけれども、これも抜けている部分もございます。それと、国土調査、これも終わっている地域が相当あるわけですけれども、また国土地理院の方でこの座標についての正式な補正值というものが、まだしっかりこちらの方に提示がございません。それで、最終的には個人の境界、それから、公共用地も含めてでしょうけれども、やはり、座標で復元をせざるを得ないのではないのかというところがございます。

それから、あとそういう国土調査の入っていない地区もございますので、そういった地区につきましては法務局の図面とかそういうものを参考にしながら、境界を決めていかざるを得ないのではないかと思います。いずれにしても、まずコンクリートというものを、今解体始まってきてございますので、そういうところが済みましたら、残っている杭についてはこちらの方で確認しながらできるだけ残していきたいと思いますが、どうしてもそういう

確認ができない場合は、やはり、そういう座標値の正式な補正を待つしかないのではないかと思います。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 寒くなって、お年寄りの方々の集会所というものの必要性がクローズアップされてきました。

例えば、今、平成の森が出ましたから平成の森の例をとりますと、なぜ県で仮設をこさえてくれる中に町で集会所を入れてくれなかったんだと、建設の中にといい質問なんでありませう。施設があるから、その施設を使ってくれという話なんだけれども、その施設には指定管理者というものがいます。その指定管理者に話をしたら、彼らもまた指定管理者で営利を目的としておりますから、当然1部屋1時間何ぼの料金がかかりますよという説明だそうであります。こういう問題が出てくるんですね。「町の方からお話がなかったんですか」と言ったら、「何もございません」と。「私ども指定管理者で入って、ここを維持管理していますから、規定ではそういうふうになっておりますからただ貸しはできません」というお答え。事実、お金を払って今会場を借りているという例があるんです。さらに、ボランティアで来た方々が受け付ける団体もない。自治会がないから受け入れる団体もないがゆえに施設外の何を貸してほしいと言ったらやはりそういう問題が出てきた。避難所のうちは、これは町民の皆さんのことであつたから何ら一切お世話をするだけで料金一切いただかずにお世話したけれども、指定管理者である以上、やはり向こうも早く自立をして自分たちなりの営業をしたいという意欲があるわけですよ。そのことと今かち合つてしまつて、施設はあるのに利用はできない。それを使うということは、また現実的でないという問題が出てきております。お年寄りが行くところがないと。「何、津波で死んだ方がよかつた。何や、生きていたってや」というようなことまで聞こえますからね。やはり、真剣になつて考えていただきたいと思ひますよ。

それから、境界の問題ね。確かに何メートルずれたとか、何とかということありますけれども、津波でもつてヘドロで埋まつてしまつて境界も何も、どこまで屋敷なもんだかもわからなくなつてしまつてあるいは海になつてしまつている場所もあるわけですよ、流されてしまつて。屋敷になつていないという状況もあるわけですよ。いわゆる個人ではもう何とも現状に復することもできないし境界を改めることもできない状況のところがいっぱいある。それを町はどうするのかという質問であります。どう対応するのかですね。

○委員長（西條栄福君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 平成の森と、こっちのベイサイドアリーナもそうですが、指定管理者に任せているんですが、今回の震災後はすべてうちの方で協議して免除というふうな形で使用料はとっておりません。その辺、まだ指定管理者が十分わからないのであればこちらの方から徹底したいと思っていますし、平成の森等につきましては、今後、図書館の分室的なものを考えていまして、コンテナハウスをいただくような予定にもなっていますので、そこに老人から子どもが気軽に集まれるような、そういう場所も考えております。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 個人同士の境界につきましては、あくまでも個人と個人の両方で境界は決めなくてはならないところではございます。すべてのところが杭が失われているわけでもございませんし、土砂が堆積してなかなか杭がわからないというところもあるとは思いますが、とりあえず個人の境界というものは個人同士で立ち会いながら、やはりその復元にまず努めていくと。道路に面した部分については町の方でそういうふうな個人と町の境界というものは同じように決めさせていただきますけれども、とりあえずその杭の、ある杭であれば探しながらいろいろそこを決めていくという作業から始めなければならないと考えています。あと、その辺がどういうふうにならぬのかについては、とりあえずそういう境界をそれぞれ決めながら考えていかざるを得ないのではないかと思います。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 境界なんですけど、どこまでが海でどこまでが屋敷だったかもわからないようなところもいっぱいあるわけですよ。個人の限界ではもうわからないわけです。「そうしたところは役場の方でどうしてくれるんだべな。おらえであそこの屋敷さ早く直してから倉庫建てたいんだけどな、ワカメの処理場建てたいんだ」という方もいっぱいいるわけですよ。「そうした対応は町の方でどういうふうにしてしてくれるんだべや。やはり、県、国が予算つけて防潮堤をすっかり直さないうちは何ともおらえの屋敷なんねんだべかね」という人たちもあるわけです。そうした対応が、多分そうなるんでしょうなというふうな私はそういう説明をするんですけども、そうした対応をはっきりしていただかないと、個人では何ともならないということ、現実認識していただきたいと思います。

それから、平成の森のお年寄りなんですけど、私もいろいろ話の中で、「何、おめえ行ってからに町長さ語ってから、あのトレーラーハウスもらって引っ張ってこい」とこういう話を言われました。それだけお年寄りたちは情けないんですね。寒くなってきた居場所がなくなつてね。そういう現実なんですから、それもまた真剣に考えていただいて、やはり、一方では

自治会立ち上げれば自治会の事務局を置くところも欲しいと。一方ではお年寄りがお茶飲むところもなくてわからないというし、婦人の方々は寄って相談するところもないと、こういうことですからね。一々平成の森まで上がって行って借りるとなればそっちはそっちの言い分があるし、役場との連携はどうなっているんだかさっぱり私もつけづらいですというのが実際の声であります。そこらあたりを十分認識をして対応していただきたいと思います。

終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西條栄福君） ないようであります。以上で、被害状況及び復旧状況についてを終わります。

次に、議案第82号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

9月4日の本特別委員会においては、当局に対し、本議案の撤回の申し入れをすべきことから、委員長から議長に報告をし、議長から当局に対し申し入れをし、また、全員協議会で当局から再度説明をいただきながら、委員間で協議したところであります。

議案第82号は、南三陸町を一日も早く復旧、復興を図るための緊急予算でありますとともに、本定例会に補正予算の追加も予定しておりますことから、質疑終了後、討論・採決を行いたいと思います。委員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

担当課長による細部説明、補足説明が終了しておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行っていただきたいと思いません。

補正予算書をご準備ください。

それでは、質疑に入ります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時20分とします。

午後2時09分 休憩

---

午後2時20分 開議

○委員長（西條栄福君） 休憩前に引き続きまして質疑を続行します。

補正予算書の準備はよろしいでしょうか。それでは、質疑に入りたいと思います。三浦清人

委員。

○三浦清人委員 第82号につきましては、特別委員会に付託ということで、その特別委員会の中でも急いで予算をとらなければならない案件もあるということで、先ほど委員長が申し上げたように、議長に申し上げて、一応撤回して、そしてそれぞれの案件ごとに議案として提出した方がいいのではないかとお願いしたところ、議長が町長に申し入れたところ、頑として聞かないということで、まずは協議会でどうしましょうかとなった時に、いや1回断られたからって何だからもう1回行って話ししてくれませんかということで、その時は特別委員長も一緒ということで、お二人で行ったところ、後日、全員協議会を開いて、町長の方からももう少し詳しく説明をしたいということで開きましたね、全員協議会。

その時に、副町長あるいは総務課長も一緒においでになられまして、いろいろとお話がありまして、最初に私どもに手渡されました図面と、次に出された20メートルを病院と庁舎を離れた図面が提示されたわけでありまして、そうしますと、この20メートル離れた図面でやるという解釈でよろしいんですかね。その協議会を開いた時にいろいろと予算の関係があるから庁舎と病院は別々にかけ離れて建設することはできないんだというお話がありまして、その辺のところを議員の方々の考えをお聞かせしていただきたいということで来たわけです。その時に何人かの委員の方々からどうせこれは役場庁舎だって言ったって、5年、10年で新しい庁舎が建設されるわけでもない。これは半永久的な建物になるだろうということから、やはり、どうせ建てるのであれば、病院は病院、庁舎は庁舎ということで進めていっていただきたいというようなお話もありましたし、それから、お金がかかるということであれば、こんなに大きい庁舎でなくてもいいのではないかと。もっと少し狭くして、そうすれば安くなるだろうと。その安くなった分を分離をして建設できないのかというようないろんなご意見が出たわけです、その時にね。

それで、できればその中でも一般会計補正予算の中にあります補正予算の金額等も、できればもう一度検討していただいて、別々に議案として提出していただきたいという話も多々あったわけでありましたが、そうしますと、一体この協議会でやったことは何なのかということなんです。全然動かないというか、最初に掲げたとおりの議案で今来ているわけですけれども、その辺の考え方はいかがですかね。あれから何日かたっていますので、町の考え方として、これから直すようにするのか、分離してやるのか。予算も少なくしていろいろ検討するのか。その辺の考え方、今までもう何日も経過していますし、そういったいろいろな協議会の経過もありますから、その辺の考え方をまずもってお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 8月30日に提出した際には、仮庁舎と病院が一体化していたということで、それぞれいろんなご意見がございまして、分離すべきでないかと、そういうことで、具体的に、では何十メートルくらいですかという意見も聞いた記憶もございまして。そういったご意見が多かったために、過半開催いたしました全員協議会では20メートルを離して、それぞれ別個の庁舎、それから診療所ということで提案をさせていただいたところがございます。全員協議会でもいろいろなご意見がございましたが、仮に別な敷地ということになりますと、また約1億円くらいの多額の費用がかかるということで、全員協議会でお示しをいたしましたこの20メートルを離れた案で仮庁舎、仮診療所を建設をさせていただきたいということで、そういった考えで、現在はそういった提案をさせていただいているところがございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうしますと、私どもがお話ししたような漁港とか何かの関係の予算とこの予算、一束といいますか、一体で出すというような考えには変わりはないというお話ですね。一体で出すということですね。

8月30日からきょう20何日ですか、急ぐ案件で別々に出していれば、議会が言っているように別々に出していればとくに漁港の工事は始まっていますよ。何でこれまで延ばしたんですか。何が急ぐ急ぐって。結果を見なさい、結果。あなた方しゃべっていることとやること、全くでたらめ。要は結果ですから。我々が言っていたように別々に議案として出していれば漁港の工事はもう始まっていたよ。そうじゃないですか。今まであなた方がやってきたこと、そして我々も認めた。我々も悪かったんだ、これまで。みんな否定されたことになっているんです、この震災で。否定。人の命をなくしてしまったんだから。守れなかったんだから。財産を守れなかったんだから。結果がそうなっているんですよ。だから、これからはあなた方のやることなすことは全部チェックしていかなくてはならない。この議会が、本気になって。そういうことなんですよ。ですから、何でもかんでも従来どおりに「そうですか。町長さんの言うことには間違いございません。賛成、賛成」というわけには行かないのであります。

例えば面積、この間、私ども、産業経済常任委員会で陸前高田市に所管事務調査で行ってきたんです。それで、向こうは5間の20間、要するに9メートルの約36メートルの2階建ての庁舎が仮庁舎です。これは3棟あったんですね。それで、総事業費が外構も含めて3億5,000

万円だというふうに聞いたんです。なかなか立派なものです。すると、何坪になるんですか、総坪数が。私どもの建物から見るとはるかに面積というのは多いんです。それで、私どもの方は4億円。ここの何がまだまだ広くても3億5,000万円。プレハブの業者さんにもよるでしょうし、内装というか造作というか、中に入れる設備も違ってきているのかなという感じしますが、高田市ですから、私どもよりも人口も多いですし仕方ないのかなと、仕方ないというか面積もそれなりに必要なのかなと思うんですが、それにしても安いんです。私たちの面積のよりもね。だから、もっと安くできるようなやり方をとれないかなということですよ。いろんなプレハブメーカーがありますね。ですから、もっともっと安くいいもの、最少の経費で最大の効果をあらわすような、相変わらず最大の経費で最少の効果をあらわすようなやり方をするというのはだめですよ。もっともっと研究して、それはあなた方の仕事ですからね。住民のために経費をかけないように、そして、住民サービスというものを向上させるように、それがあなた方の仕事ですから、それをきちっとやってくださいよ。なぜ安くできないんですか。経費がかかる、経費がかかると。経費がかかるような業者を選定しているのではないですか、これからも。だめですよ、それでは。認められませんよ。町民が納得しないです、そんなやり方では。その辺の考えを直すお気持ちはないですか。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 最初に予算を分離できなかったのかというご質問でございますが、歳出をごらんいただきますように、今回の予算は災害救助費、それから災害復旧費ということで、いずれもそういった災害に絡む緊急かつ迅速に予算執行に迫られた案件でございますので、これを分離ということにつきましてはできないということでお話をさせていただきました。

それから、予算をもっと安くということでございますが、いろんなメーカーがあると思えますけれども、今回はこれから予算をかけていただければ入札でございますけれども、どのメーカーでも入札に参加できるような設計をお願いしてございます。いわゆる特定のメーカーで設計を組みますとそこに決まってしまうというようなこともございますので、設計会社の方にはそういう入札に参加できる仕様につきましては、どのメーカーでも参加できる対応の仕様にしていただきたいということでございますので、委員ご指摘のように、そういった場合によっては安いメーカーもあるかと思いますが、今回はそういった入札ということを前提としておりまして、そういった仕様につきましても、どのメーカーも参加できるということになりましたので、こういう設計に予算ということでございます。

なお、4億円でございますけれども、さきにも申し上げましたが、本庁舎部につきましては3億6,600万円の予算で、総合支所部については3,400万円の予算ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 この図面からして20メートル離れて、役場庁舎があって病院がこうあると。同じ敷地内に20メートル離れてね。病院ですから、毎日かどうかわかりませんが、ピーポーパーと来るわけです、救急車が。鳴らして来るわけだ。職員さんたち電話している時に多分聞こえなくなると思います。「え、何です」と電話でね。そして見るわけです、窓から。気になりますからね。「なんだなんだ、下りてきたの俺のおんちゃんだや。わかんねわかんね、行ってみなくちゃね」と行くわけです。とにかく仕事に影響がないかということです。ピーポーパーって。前にも話したんですけども、気仙沼の広域議会あるんですね、消防の。私たちも議員が3人行っているんです。会議中に、広域ですから、救急車が発するんです。やかましくて仕事にならない。会議にもならない。そういうのを見ていますから、果たして庁舎のところでピーポーパーポー鳴らして、しょっちゅう、回数はわかりませんが、それを想像した時に果たして適正というか、いいのかなという感じがするんです。そんなのであれば、最初から計画になった1階病院で2階が役場、そうすると何も3億円とお金かからないでしょう。それがいいのではないですか、元に戻して。同じことでしょう、これは。私はそう思いますよ。するともっと安くなるのではないですか。1階病院、2階庁舎。どうせだったら。何も変わらないのではないですか、20メートルぐらい離れたって。私はそう思いますよ。これ以上言ったって、あなた方はまた同じことの繰り返しをやると思って見ていますけれども、話しておきますが、1年あるいは半年ぐらいかな、できて。必ずこれは分けて建てればよかったなというような声が住民から今から聞こえてきます。住民の方々の声が今から聞こえてきます。それでもおやりになるんでしょうから、これ以上は何とも言えませんが。

それで、ここの土地ですね、ここ。このプレハブがいつからお金かかると言いましたか。いつまでの契約で無償ですけれども、それから何すると何千万円かかると言いましたか。それは、プレハブをそうすると取り払うでしょう。今後の土地利用だ。これで行くとすれば、この土地利用はどのようになるんですか。ここを壊して。その辺、どうなんですか。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 現在、非常時ということで生涯学習課にお願いをして、こちらの方

に仮設の庁舎を建てているわけですが、予定地に仮庁舎ができればここはお返しを  
すると。ただ、仮庁舎だけで十分に面積が間に合うのかというのも一つの心配もございま  
す。例えば、この庁舎、この部分を倉庫とか会議室に利用する場合も場合によっては今後出  
てくるとは思いますけれども、主だった部分については返還をしたいと。お返しするというふ  
うに考えてございます。

すみません、リース料でございますが、年間で4,000万円ほどでございます。震災直後から  
でございますので、一部…、今はもう払っております、これは災害救助費で後々補てんさ  
れるということで、結果的には町費を伴わないんですが、リース料はお支払いしてございま  
す。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 その災害の関係で国から来るということですね、リース料。今でも払っている  
わけね。私はまだ無料だったと思ったから、それで何月からかそれが切れて料金が発生する  
んだという認識でいましたのでね。そうですか。

ここ、いや、仮設、料金払っていて、それで建設業者のステッカーありますよね。あれまた  
その会社が無料でよこしたものだから、そのステッカー、前田建設だったか、大成建設だっ  
たか、ステッカー張られていますよね。それでは何であのステッカー張ってあるの。広告。  
公共施設に民間の会社のステッカー張ってわからないでしょう、金払っているのに。私はま  
た、その建設会社が無償で提供して、私の認識ですよ。そのために国の方から、あなたの会  
社はこの町に仮設を出せということで、そのかわりあそこの橋を直す時は随意契約であなた  
の方にやらせるからということで、あそこ、前田建設ではなくて大成建設かな、あそこの橋  
の建設は。私はそう聞いていたんです。だからここは無償だと。そのために無償提供した会  
社のステッカーを張っていると思ったんです。それでどうしてあのステッカー張っているん  
ですか。お金払え、払え、会社の宣伝してやったの。公共施設に。いいんですか、そういう  
やり方は。

それから、ここを取り払ってお返しすると。で、その土地をどうするかと聞いたんです。土  
地利用。ここはなくなるでしょう。そうしたら、何ですか、向こうの建物が足りなくなるか  
らここを倉庫に使う。倉庫。その時も料金発生するの。でしょうね。その場合は、国からの  
支援というのはなくなるんでしょうね。それはどうするの、手から出すの。その辺です。今  
後の利用法というか。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 国土交通省のステッカーが張られておりますのは、震災直後、プレハブが非常に品薄になりまして、国土交通省が当町のために優先的にあれをあっせんしていただいた。それが向かいのプレハブでございます。国土交通省が南三陸町のために前田建設に特別に発注しました。やっていた。ただし、リース料は無料ではございません。町が払うと。当時、いろんなメーカーに仮庁舎、仮設庁舎のそういった発注をしているんですが、震災直後はほとんどもう手に入らないというか、なかなか納品にならなかったということで、国土交通省が南三陸町にかわってそういったプレハブの発注をしていただいたということで、国土交通省と一部建設関係のステッカーが張られていると。ただし、リース料はその時から発生はしてございます。

○委員長（西條栄福君） あと総務課長、残ったこの土地。

○総務課長（佐藤徳憲君） すみません。あと、事務室的には仮庁舎で十分間に合うと思うんですが、いわゆる備品とかいろんな倉庫、その部分でどうしても必要になるのではないかと、そうなった場合には現在このお借りしている部分の一部をそういった用途に使う場合も出てくるのではないかと。その際には当然リース料はかかります。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 課長、年間4,000万円、倉庫として使う見通しもあるというふうなお話ですけども、例えば、向こうに庁舎を建てるわけですね。こっちに倉庫。不便じゃないですか。倉庫というのは、例えば、書類とかいろんなものに出し入れを使うものが。時間かかるでしょう。そこの敷地であれば時間かからないんだ。倉庫に持ち出ししたり入れたり出したりして、持っていったり出したり、こっちに持ってきたりすると人件費が加算するんですよ、人件費が。時間かかるから。そういうことも考えなければならぬですよ。やるのがどうも金のかかることばかりやっているですよ、皆さん。よくないですね。

それから、私が言ったのは、そのいきさつは今聞いてわかるんです。品不足になったから国土交通省が町にかわってプレハブのメーカーさんなり建設会社に頼んで持ってきてもらったと。ありがたいと。それはいいの。で、リース料は払っているの。リース料は払っているんだけど、これは公共施設なんです。公共の施設。国土交通省というステッカーは、これは国の機関だからいいです。個人というか企業の団体のステッカーはなぜ張るんですかという質問です。ステッカー張ってコマーシャル料もらっているの、会社の。でないでしょう。それを言っているんです。公共施設にそういったもののステッカーとかコマーシャルのようなステッカーを張っていいのかということを行っているんですよ。私はまた無償と聞いてい

たから、ステッカーのかかっている会社から無償提供されているから張られているんだなどいうことを思っていたんですが、そうじゃなければ大変ですよ、これは。公共施設にそんな民間会社の。それであれば皆さん張りますよ。うちの張ってけろ、うちのも張ってけろって。そうじゃないですか。そこを聞いているんです。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 仮設の、向こうにもありますけれども、小さな名前が入っている部分もございしますので、そのレンタル会社の名前が。ここは前田建設と町が契約、国土交通省のあっせんで契約しておりましたので、だから、前田建設という名前が大きいか小さいかはその辺の差はありますけれども、ほとんど仮設にはそういったレンタル会社の看板は入ってございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。鈴木春光委員。

○副委員長（鈴木春光君） 事件の第82号についてお尋ねしておきたいことがあるわけなんです。

8月30日、提案された庁舎、診療所の図面によりますと、3億円ずつかかるんだというようなことで提案されておりましたけれども、このことについては特別委員会で調査あるいはその審査をやる必要があるのではないかというようなことから調査した結果、どうも前者も申し上げておりますけれども、下が診療所で上が庁舎では、これは病院機能あるいは庁舎の仕事としてやる場合にはちょっと不都合というか不適切な建物になるのではないかというようなことがお話しされまして特別委員会に付託されたようなわけだったんだけど、それが、ちょっと日にちは忘れましたが、20メートル分離するということで再度提案されているわけですが、私はその分離を20メートルするよりも、このアリーナ周辺に、20メートル分離したって、それは町民から見た目あるいは病院患者からの扱い、あるいは職場に勤める皆さん方が果たしてこれが本当に理想なんだというようなことができないと思うんですよ。

それで、私の考え方は、やはりこのアリーナ周辺にはたくさんの敷地がございしますので、これは完全分離する。つまり、屋体の周辺には庁舎、それからもっと下のところには、ちょっと造成すれば病院の診療所ができると。つまり、今度は仮設なんだけれども、仮設といいましても3億円、3億円あるいは4億円というのが、今回提案されたのは4億円ばかりかかるんですけども、そういう大きな金を使った場合に、果たしておいそれとこの後、本庁舎あ

るいは病院の本体、そういったものを建てるということは、今の三陸町の財政ではちょっと不可能だろうというふうに思いますし、仮設住宅を建てるとすれば4億円かかるんですからね。4億円はたちまちにこうなるのではないかなというふうな、4億円で5年あるいは10年過ぎなければならぬ状態にもならざるを得ない場合があると思うんですよ。そういった時に、果たしてそういうこととかあるいは5年たち10年たって、いま少しやはり不便を来すからあるいは住民サービスができないから、あるいは議会对応が出きないからもう少し増設してみたいというような時の屋敷というのをもっておいた方が、私はいいだらうと。そうすれば、庁舎でもいいし、病院などは特に患者を扱うところでございますから、そういう意味合いでは、やはり患者のプライバシーあるいはお医者さんの患者に対する対応、そういった意味合いからも、やはり、分離の方法は私は一番よいと。20メートル離れたといたって、前者も話されましたけれども、これは20メートル離れたものにしろ、下を診療所、上を庁舎にしろ、同じようなものでないかなというふうに思います。それよりも、やはり将来に向けて、これは分離の方法をとってはいかがでしょうかと、私は提案したいと思います。

それと、なぜこれを特別委員会で単項案件にして提案できなかったかの、何回も総務課長おっしゃいますけれども、できないことはあり得ないんですよ。ないですよ。そういう考え方について、ちょっとまずもってお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 確かに理想的な配置ではないかもしれませんが、それは将来、そういう恒久的な庁舎あるいはまた診療所を建てる場合には、そういった土地の選定から当然話を進めていくべきだと思いますが、今回につきましては、仮庁舎、仮診療所ということで、国も被災を受けた市町村に対して3分の2の助成あるいは後々の交付税で100%そういう措置をしますので、早急にとにかく役場機能を復旧させていただきたいということで、現在、考えられる敷地としては、お手元に示してございますように、この敷地内に診療所と庁舎を建てる以外にそういった別な方策は現段階では見つからないということでございます。

いろいろ配置図を検討するに当たりましては、病院の院長を含めていろいろ経過したこともございますので、そういういろいろプライバシー等もご心配いただいておりますが、執行部だけでこの案を決めただけではなくて、病院の先生方も入って共同してこういった配置をさせていただきましたので、その辺もご理解をいただきながら本案にご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○副委員長（鈴木春光君） 最善の努力をしているんだというような答弁に聞こえるわけですが、本当に分離することができないのか。あるいは病院の院長先生あるいは医師との相談もあったそうでございますけれども、私は遠慮して言っているのではないかなど。そんなに南三陸町、何年も勤めているんだけれども、財政豊かでもないし、病院の一般繰り入れも毎年これはどうなっていくのかなという思いもありますからね。そういう意味合いで考えるならば、そんなにそんなに建物なんていうのは簡単にできるものじゃないですよ。よの物と違ってね。そういうことで、私はぜひこれは時間をかけても、いや、時間かけなくてもすぐできることですよ。かえって工事を進めるためには仮庁舎は1段階の部分、病院は3段階につくりましょうということにしたら、工事などは早まりますよ。それは、予算は少しかかるかもしれませんが、かかった以上に効果が出てくると、私はそう思います。

どうしても執行部提案という、それを貫こうとする考え方がずっとおありでございます。ちなみに、私、松原町営住宅の時に町長とやりとりしたんですけれども、今となって考えてみれば、あの時もし同僚議員も否決に回っていただいていたならば、今日のような状態にはならなかった。私は、あの建物を建てる時に「お前1人だ、都市計画で反対するのはお前1人だ」と、町長に言われました。いやそれは、そういう都市計画理念は10年ほどありましたけれども、私1人ではありませんでした。だから、今回は私が質問したのは、住宅のことは、2軒目の住宅を建てる時だったんですけれども、2棟セットで住宅団地形成だということで、ついに思ったんですけれども、今回は幸いにして44名の方が避難されたと。あそこで遊んでいた子どもたちのことも新聞報道されてあったようでございますけれども、そういう過去の、過去を語るわけでもないですけれども、どんなに語っても、やはり、執行部とすればこれを貫こうとするその信念はわかりますけれども、私たちはその信念が将来にどう生かされるかということも考えながら、今意見を言わせてもらっているわけなんです。どうせかけるんだったらば、やはり、そんなに違いませんから。4億円かかるんだったらば、3億円にしても私は差し支えないと思いますよ、仮設庁舎の分だったらね。そういうようなことで、ぜひこれは考えるべきことではないかなというふうに思います。再度の意見でございますけれども、このことについては、やはり、どうしても引けないものなのか。あるいはどうしてもこの計画変更ができないものか。そういったことをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） この間の全員協議会でもお話しさせていただきましたが、仮に敷地を別にするということになると、また1億円近いそういった経費がかかるということ

で、8月の提案した際に幾らかでも離してということで、今回、検討して20メートル離れた案、これが執行部として最善の提案ということで考えておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 前者の言ったとおりであります。私はなぜ単項で提案できないのか。総務課長は災害予算なのだという答弁でありました。災害予算だったら何もかも全部一緒にしたらいいのではないですか。できるんですよ。修正もできれば議会がそういうことを要求すれば、できないということは議会軽視も甚だしいですよ。特にこの役場庁舎、5年か3年で新たに本庁舎を建てるということができるとい見通しがあるのであれば別ですが、この庁舎の場所なんていうのは、これは議会でも特別多数決なんですよ。これは重要な案件なんです。特に、今の南三陸町の状態においては、この前説明をあなた方がしたように、永久的なんですよ。そのような中で、今急ぐこの漁港予算案も切り離して単項にしてなぜ出せないの。そうすれば前者も話したように、漁港なんかもうとっくに進んでいましたよ。議会無視ですよ。私はそういうことに対して、非常に何をやっているんだと。議会なんかあってもなくてもいいのではないのかなと、そういうように思いますよ。

それから、この前、町議会で話した内容は、もう少し規模を縮小していいのではないかと。切り離すことによって9,800万円、どうもこの9,000何百万円が好きなようですけれども、そういうふうな金額であります。これを坪数をもう少し小さくすれば安くなるのではないですか。女川、高田、それから大槌町では仮庁舎が今度は小学校を利用して入ると。そこで役場、そこを改装してやると。そのような中で、この非常に財政の厳しい本町は何の見通しもないんです。役場庁舎をいつ建てるなんてことはね。これを一緒に提案するそのものが変なんですよ。災害で一つの予算、そんな何がどこにありますか。全部これからの予算、災害予算出てきますよ。ごまかすの、議会を。

私は、前者の言ったそういうような観点から考えれば、アリーナのあの並びの西前にでも、あの辺に建てたらいいと。そうすると、ここでいつまでも、いつまでもってそっちができて上がるうち、病院建設もすぐできる。役場事務も安心してとれる。シートハウスありますね。あの辺見たら随分広いですね。あの辺はまだ拡張できるのではないですか。人口はどんどん減っていきますよ。

奥尻町は18年になります、津波が来てね。それで人口が半数になっているんですよ。これは津波とかそういうものだけでなく時代がそういうふうになって、そこへ持ってきて今はこん

な状態ですからね。私はどんどん減っていくと思いますよ。そういうことも想定しながら、やはり、ものは進めるべきだと。そういうことになれば、そういう大きなぜいたくな庁舎を建てる必要はないのではないかと。女川のぐらいいでも十分ですよ。大き過ぎますよ。あの財政収入の豊富な女川でさえもああいう質素な庁舎を建てているんです。それで10年は建てられないと言っているんですから。女川でさえも。発電所があってどんどん交付税が入る町ですよ。それでさえもそう言っているのです、当町はいつ、予定あるんですか。5年後に建てるとか8年後に建てるとか。そういうのがあればこれは別ですよ。今のような設計でもいいんですけれども、これが半永久的な建物ということになれば、私は真剣に考えてもらいたい、もう少し。特別多数決で重要な問題なんです。役場敷地。仮設とはいっても永久的なものですから。永久的と言っても過言ではありませんよ。もう一回伺いますが、そのような考え方、町議会で話したことの縮小した、金額の縮小、建物の縮小ですね。それらは検討したんですか。それらをお願いします。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 単項議案にできないのかというご質問でございますけれども、あくまでも補正予算でございますので、いろんな補正の需要をそれぞれまとめて予算案として提案するわけでございます。したがって、同一会期に同じような補正予算を2種類出すということはできませんので、予算案としては1本ということでございます。

それから、予算書の災害…、11ページ、12ページでございますけれども、仮設庁舎の分も災害復旧費のその他の公共施設の災害復旧費ということで、本案につきましては、すべて災害救助費と災害復旧費だけの予算でございます。したがって、災害復旧につきましては、緊急性、早く復旧するということの予算でございますので、そういった形で提案をさせていただいております。

将来の本庁舎の見通しということでございますけれども、私、この場で何年以内ということは申し上げられませんが、今回の仮庁舎はあくまでも仮庁舎ということで、そういった本庁舎ができるまでの期間ということでございますので、その辺は十分にご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 面積でございますけれども、当初の配置案と今回の配置案で20メートル離すことによりまして3,300万円ほど余計かかるわけでございますけれども、これにつきましては、面積等を今後検討しながら、現予算を変更しないで建設をさせていただきたいと

ということで、当然、分離することによってそういった庁舎の面積は減少するのではないかと  
いうふうに思われます。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 何回話しても、説明しても同じことだと思いますのでやめますが、私は到底理  
解できる内容ではありません。それを申し上げて質問を終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西條栄福君） ないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

先ほど申し上げましたように、緊急的な予算ということでございますので、これより、討論  
終結後、採決を行います。

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。ございませんか。鈴木春光委員。

○副委員長（鈴木春光君） 私は、同一敷地に同じ庁舎と診療所を建てるということは、これは  
好ましくない。住民から見てもあるいは診療所ですから患者から見ても、そういう住民のため  
あるいは患者のため、そういった意味合いからすれば、やはり分離して建設すべきが妥当  
だろうと、そういうふうに思います。

さらに、予算を考えます時に、仮庁舎であるからといって初回に提案した金額よりもさらに  
1億円ほど設計変更によるものだろうと思いますけれども、そういった提案、やはり、初回  
提案されたような3億円なら3億円でとどめるというようなことの仮設庁舎の建設というこ  
とは、やはり財源確保の面からしてもこれは当然であったのではないかなと、そんなふうにも  
思います。

いずれにせよ、町の財政を考えた場合に、3分の2あるいは将来交付税で100%還元される  
というようなお話もございますけれども、その間にどういうふうに、これは今仮設と診療所  
のことですからね。この後、容易でない町の財政運用というものが出てくるだろうと。  
そういった面からしても、私はこのことについては、建てることに反対ということではなくし  
て、やはり分離の建築が望ましいと。それができないということに対して、私は反対という  
ことにさせていただきたいと。反対。それが反対理由でございますし、反対討論とさせてい  
ただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 賛成の立場から討論いたします。

本補正は、緊急を要するものであります。仮庁舎もそうですが、よく言われておりますよう

に、水産業の復旧なくして町の復興はないと言われております。その水産業復旧の第一歩となる漁港の災害査定が含まれております。これは、もはや漁民にとって一時の猶予もないわけでありまして、町の将来を左右する非常に重要な予算でありまして、本案には賛成をさせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 次に、反対討論の発言を許します。ございませんか。

次に、賛成討論の発言を許します。8番菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 私は、本案に賛成の立場から討論をいたします。

現在の仮役場庁舎はまさに細切れ状態で、来庁者にとってもかなりの不便を来しているわけでありまして。これまでは未曾有の災害だからとしておりましたが、半年も経過し、職員の職場環境面から、さらには効率、能率面からも改善すべきである。

さらに、今度は仮設庁舎にリース料も発生するという、今回はすべて国の負担で賄えるという状況下であり、繰り返しになりますが、利便性、職場環境改善面からしても、私はこの本案に賛成をするものであります。

○委員長（西條栄福君） ほかに討論はありませんか。賛成討論の発言を許します。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 今、実はきょう、病院職員から何としてもこの病院の仮設を一刻も早くやってほしいと。それで、この本案に出ています82号、これが通らないと83号にならないので、ぜひ賛成の立場からこの本案に私は賛成だと。賛成討論といたします。

○委員長（西條栄福君） ほかに討論はありませんか。なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号を起立により採決いたします。

議案第82号を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（西條栄福君） 起立多数であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第83号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

9月4日の本特別委員会においては、議案第83号は引き続き継続した審査をすべきとのことであります。しかしながら、議案第82号と同様、南三陸町を一日も早く復旧、復興を図るための緊急予算でありますことから、質疑終了後、討論・採決を行いたいと思います。委員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

病院事務長による細部説明、補足説明が終了しておりますので、これから質疑に入ります。  
質疑は、収入、支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。三浦清人委員。

○三浦清人委員 この建築の図面、先ほどの庁舎建設と同じ図面でなると思うので、その際、20メートルの庁舎と離れた診療所という形になるんですが、前回からずっと言われてきておるんですが、この患者さんのプライバシーの関係です。これをどのように守ってあげるのかということなので、塀とかそういったものも設置が必要ではないかというようなお話が多々出ております。

この図面ですと、塀のようなものがないので、どのようになるのかなと思って非常に心配しております。このことによって患者数が少なくなるのかなと。役場職員に見られたくない。役場に来ているお客さんに見られたくない。あそこに行くと見られてしまう。行きたくないといってよその病院に行く可能性がかなり大になってくるのではないかなということなんです。プライバシーですからね。その辺、どう配慮していくのか。高い高い塀でぐるっと回さなければならないのではないかなと感じるんですが、その辺、どのようにお考えですか。

それから、今後ですけれども、新しい診療所が出ることによってお医者さんの確保ということも出てくるかと思うんですが、お聞きしましたところ、聞いておりますところ、何か来月からはお医者さんがいなくなるというか、よその土地に行って開業するとか、いろいろと聞こえてきているんですが、果たして、お医者さんの数というか、立派な診療所ができました。看護婦さんたちも立派なところができてよかったよかったと喜びましょう。「おれ、あそこさ行きたくね」と患者さんが少なくなった。あるいは病院の医者も少なくなった。さてさてどうしようということにならないかなと心配しているんですが、その辺のお医者さんの動向、それから企業会計としての売上げの見込み、その辺いかがですか。

○委員長（西條栄福君） 志津川病院事務長。

○志津川病院事務長（横山孝明君） 14番委員の質問にお答えしたいと思います。

いろいろご心配いただきましてありがとうございます。

この設計の関係については、先ほど総務課長の方からお話いただいたとおり、ドクター、それからスタッフを入れて検討をいたしております。プライバシーの関係についてもいろいろ先生方、それからスタッフからもご意見いただきました。

プライバシー、それではどうなんだということで、保護されるのかという内容でございます

けれども、プライバシー、例えば、だれがここに入ってくるんだ、そういうのはどこに行ってもそれほど変わらないような状況ではないのかと。本当のプライバシーについては、やはり、患者の本当の個人的なものについてですけれども、それは中でやはりきちっとプライバシーの保護をしていかなければいけないのかなというふうに思います。

それから、医師の関係でございますけれども、医師の関係については、今の状況で行けば、あそこの現在の診療所でやっていたら医師に、医師というか、患者さんにもストレスがかかりますし、医療スタッフにもストレスが大分かかっております。それで、あそこでいつまで、今の診療所で経営をすればいいんだという内容になりますけれども、あのままで行けば、患者さんは、この前の一時期寒くなった時点でも、やはり、入り切らないで外にいるような状況でございます。それで、バスを出して待合に使ったりしていますけれども、そういう状況が続いてまいりますと、それこそ患者さんに迷惑になるというふうに私たち医療スタッフの方は考えております。これは、そういう内容については、病院のスタッフ間でもやはりそういう話が出ていまして、話はしております。

ですから、あのような状況で、例えば、診療を続けていくこと自体が医師がやはり少なくなる原因ではないかなというふうに私は考えます。確かに、これから開業医さんが10月末で1人いなくなると。それは開業医さんについては、前からずっとここにいるわけではございませんので、一時的に次の自分の道をつくるまでの間ということではございましたので、それは前からそういう話ではございましたので、知っておりました。

それで、医師が少なくなるのかという話ですけれども、10月から、前にちょっと一度話しましたけれども、10月から県の方からドクターバンクによりまして1名医師補充がございませう。あとほかにも非常勤の先生が今いろんなところに、うちの院長を通しまして手紙出ししたりしていますので、医師の関係については、非常勤的なものでは大分ふえています。そういうこともございまして、それがじゃいつまでその医師の確保ができるんだというのと、地域医療、前から公立志津川病院、前の場所であってもなかなか医師の確保は難しかった。どこの病院も同じなんですけれども、そういう状況が今仮設の診療所を新しくしたから変わるのかということではございますけれども、それはそんなに、今の状況で行けば仮設を新しくしたからって医師がすぐにふえるというような状況ではないかと思っております。

それから、もう一つ、経営的にはと言いますけれども、経営的にも、ちょっと前に話させていただきましたけれども、今2カ所でどうしてもやらなければいけないということで、診療所が南三陸町、それから米山で入院機能ということではございます。これはやはり、効率的に

は非常に悪いということでございます。どうしてもこちらの方も救急体制をしなければいけない。それで、米山の方も病院だから24時間医師がいなければいけないということで、医師の数については1カ所でやるよりも2カ所でやる方がスタッフの数についても多くならざるを得ないということでございます。

そういうことで、大変厳しい内容となっておりますけれども、やはり、ここには24時間体制のそういう医療施設が必要であるというふうに院長を初めとしてそういうふうに考えております。

それから、やはり入院機能としても、なければ南三陸町のここで診た患者さんがどこへ行くんだという、そういう不安がついてまわるということございまして、院長初め町長の方から空いている登米市の入院病棟、病棟をお借りしまして、入院の機能をそこに持っていったということでございますので、やはり、今のところは2カ所でやらざるを得ないというふうに考えております。確かに経営的には大変厳しいという状況でございます。

以上です。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 私の質問をよく理解していないで言いたいことをぺらぺらおしゃべりになっておるようですね。

私は、ここに建てることになるんですから、何から決まって予算も出したものだから。ここに建てて、プライバシー、前回の特別委員会なんかでもプライバシーという話も出たわけ。塀もやった方がいいのでないかという話も出たわけです。だから、そういうものに対するやり方をどうするのかという質問。あなたが言っているプライバシーはそれだけではないと。どこに建てても同じだというようなお話ですが、どこに建てても、それは見られるのは見られますよ。私がさっき言ったのは、役場庁舎のそばで役場の職員の方々にも見られる、役場に来ていたお客さんにも見られる状況だと。それを見られないようにはどうしたらいいか、その辺のプライバシーの保護ということをどう考えているのかという質問です。

今のところでやっつけやれとか、いいとか悪いとか言っていないよ。あなたは今、まるで私が現在の位置でやれというようなニュアンスの話をしていますが、だれもそんなこと言っていないよ。よく私の質問を理解して答弁してください。

どこに建てても同じ、それもそうです。見られるんですけれども、このような設置の仕方では見られるのが多いということ。さっき言ったように役場のお客さん来るとか役場の職員にも見られるということだから、だから、それを私は言っているんです。

世の中に役場と病院というところがあったら教えてもらいたい。

それから、何も病院を廃止するとだれも言っていないの。まるで私の質問が病院、診療所そのものを否定しているような、あなた今話をしているようだけれども、何もしていませんよ、否定は。私が言っているのは、こういう施設をつくって、今2カ所経営していますよね。病院と米山の、知っています。前にも私はしゃべっていますから、その辺ね。だからそういうふうなことで経営状況はどうなるんだと。

それで、要するに、先ほどに戻りますが、塀とか何かプライバシーを守る意味でやらなければ、あそこに行くとかだれかに見られるからよその病院に行きましょうという考えを持たないかということを行っているんだから。そのためにも、防ぐためにも、そういった塀とか何かを回さなければならないのでないかということを行っているんです。私は何も病院、診療所そのものを否定しておりませんよ。そうじゃないですか。

それから、お医者さんが心配するわけです。いなくなるとか、少なくなるのかという話も聞いていますから、その辺のところをどうするのかということですよ。

震災前からずっと、お医者さんの不足については一つの懸念と申しますか、いつも問題になっているんですが、なおさら今回のようになった場合に、お医者さんもいろいろ考えてくるでしょう。ですから、大変なことになるのではないかなということ、今質問しているんです。そのところですよ。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、三浦委員から患者さんのプライバシーの観点ということでの質問でございますが、いずれにしましても、今回、ご認定いただければ、こういう形の中で、庁舎あるいは仮診療所ということで建設をさせていただきたいというふうに思います。

その際、今ご指摘の部分につきましては、利用者の方々のお考え、お話を十二分にお聞きしながら、例えば、これじゃやっぱりなというお話とかをいただければ、我々としてもそれについても対処はしていきたいというふうに考えてございます。

ドクターの件につきましても、今、事務長お話しさせていただきましたが、1人の先生につきましても、ある意味折り込み済みでございます。それ以外で、今、宮城県のドクターバンクの方からおいでいただくと。それから、ご案内のとおり、これまで災害医療という関係で2カ月ほどはずっとお医者さんにたくさんおいでをいただきましたが、その後一般診療に切りかわるということで、お医者さんのスタッフということについても大分減ってきたということ、今でございますが、しかしながら、ある意味、収益的収入、そういう形の中でお助けを今

いただいております。ただ、懸念のとおり、さて常勤でという話になりますと大変難しいだろうというふうに思いますが、いずれにしましても、我々としては、三浦委員よくおっしゃいますが、この地域にとってなくてはならない病院でございますので、その辺はしっかりと我々も守ってまいりたいというふうに考えてございます。

当面、当面というより多分、米山病院は5年以内に返還ということになっておりますので、当面は診療所、それから入院施設ということにならざるを得ないわけでございますので、その間の病院の経営という観点から言えば、大変厳しいということは容易に想像がつくわけでございますが、ここはひとつ議員の皆さん方にも、我々も頑張りますが、そして病院のスタッフの皆さんにも頑張ってもらっております。議員の皆さんのひとつご理解をいただきながら、この病院、地域医療をしっかり守っていきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そういうふうな答弁ですと、私もいいんです。まるで私の質問が病院とか診療所をまるで否定したような発言をしたような話し方をされると非常に憤慨するんですね。私、見てのとおり、おとなしいからいいんですけども、普通の議員だと怒りますよ。

それで、今後の病院の見通しと申しますか、予定というか、今回は仮設でやりますよね。5年後には向こうも引き上げという形。それで、本庁舎でないけれども、本病院というか、この建設ですね。そういったものの計画というか見通しというか、それはどのようにお考えなのかですね。

それから、病院の現在のスタッフ、これは震災前と震災後の人数の推移というんですか、変わらないでおるのかどうか。何人ぐらい少なくなったのか。少なくなってその補充というのはどうなのか。

それから、米山病院にも何人か行っているという話なんですけど、その割合はどうなっているのか。その方々の、例えば、通勤費というんですか、遠いんですから。それらも加算されていくのかなということにもなるんですけども、その辺の具体的な内容がどうなっているのか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の部分、私の方から答弁をさせていただきますが、ご案内のとおり、今、復興計画を策定、素案ということでできてまいりまして、そこの中で新たなまちづくり計画を進めていくという状況でございます。

そういった中で、町としてもやはり重要な課題というのは病院の建設でございます。それは

今後の計画の中でしっかりと位置づけをしながら、本設の建設ということについて取り組んで行かなければならないというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 目標は、先ほど言いましたように、米山病院が基本的に5年と、お借りするのが。ですので、それ以内に何とかその方向性を見出していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 志津川病院事務長。

○志津川病院事務長（横山孝明君） スタッフの数ということでございますけれども、スタッフの数は21名ほど減っております。というのは、退職者もあれば、それから割愛としてこのままの人数では経営的にも難しい内容もありまして、登米市、それから栗原市の方に割愛、それから、自治法派遣ということで派遣しているスタッフを含めまして、今21名ほど少なくなっております。

それから、診療所と病院の割合ということですが、大体半分くらいずつ。向こう40人、こちら40人くらいと。今、全員で83名ですか、83名のうち2名が育児休業をとっていますので、81名いますので、大体半分くらいずつという内容になっています。

通勤手当ですね。失礼しました。通勤手当については、今スタッフの中でも被災している人がいて登米に移ったりしています。それで、通勤手当はその場所から米山に行っている人もいれば、こちらに来ている人もいますので、それについては通勤手当、自宅から通勤地までの通勤手当は支給しております。

○委員長（西條栄福君） スタッフの補充は。21名減のスタッフの補充は考えているかと。

○志津川病院事務長（横山孝明君） スタッフの補充についてですけれども、現在のところはスタッフの補充というか、医師の関係については補充したいというふうに考えていますけれども、看護師とかの数については今のところ現数で推移していくのかなと。ある程度自治法派遣なんかにはしている方もおりますけれども、そちらの方については受け入れてくれる登米市さんとかの絡みもありますので、向こうの方で自治法派遣も満期ですよということになれば戻ってくる可能性もありますし。ということでございます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。及川 均委員。

○及川 均委員 議案83号であります。

この件につきましても、私もずっと提案になってからもいろいろな角度から考え、勉強しておったんですが、今、国会が開会をされて、その中に3次予算の審議がなされている段階。

日々国の制度といたしますか、そういったものが変わってくるんですね。最近の報道の中で、私特に目を引いたのが、石巻市立病院の問題であります。

当初、市長は現在地に建てるしかやむを得ないだろうというような話であったわけでありませぬ。しかし、それが、日にちがたって今日になりますと、国の災害対応で別の地点に移転をして新たに建てるのが可能になったということでもありますね。さらにお隣、気仙沼市さんは、復興財源を活用して病院建設を前倒しでやるという市長の話であります。医者がないと言った本吉病院もお医者さんが10月1日か2日から2名の体制でもって、当初の予定どおり2名の体制でもって開業できるという状況なんですね。

それで、本町は、きょうも庁舎と病院という問題なんです、庁舎に対しては国から3分の2補助あると。あと交付税算入とかで面倒を見てもらって、ほとんどお金に手出ししないで庁舎を建てられるという話ですね。一方、病院の方は日赤から3億円をいただくんだと。国県からは何もないというんですね。これに多いに私は疑問を感じるわけです。一番命の問題ですよ、病院というのは。しかも、南三陸町は壊滅的にやられた。開業医さんもみんななくなる。病院が4階まで、あそこの中で何十名もの方が死んだ事実があるわけですよ。亡くなった方がね。そうした中で、それを再建しなければならない。喫緊の課題で最重要課題だと思うのに、国県からは何の補助もないというんですね。庁舎どころでないと思いません。私は。本来ならば。日赤が3億円出すのならば国が30億円出さなければならないのではないかとこのくらいまで考えますね。町長、そう思いませんか。

町長はそういう対応をなされたのかということですが、私が聞きたいのは。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にもこの話、大瀧委員にもお話ししておりますが、今の仮診療所でこのまま継続して患者さんがあそこで診察を受けるということについては、全くもって忍びないということで、これまでも厚労省含めていろんな箇所に私、お邪魔をさせていただきました。

最後にといたしますか、この日赤のお金が決まる際にお邪魔させていただいたのは、仙谷由人さんのところでございます。首相官邸に行ってまいりました。その際に、仙石さんからこういった資金の活用方法も一つの手立てということでお話をいただいて、そちらの方からお力をいただいて、今回のこういった資金が協力できるということになりましたので、ある意味、確かにおっしゃるとおりです。なぜ国がという。私もその辺は厚労省に対しても、それから、東北構成局の局長にも私お話をさせていただきました。

本来、こういった壊滅的に病院がやられてしまった場合に、厚生労働省がいち早く支援を打ち出すべきではないかというお話をこれまでもずっとやってまいりました。しかしながら、ある意味、今回は厚労省ではございませんが、日本赤十字というところからご支援をいただいて、今回の仮診療所の建設に向けてきたということでございますので、ひとつその辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 私も前に申し上げましたとおり、病院も庁舎も仮でやって、何でもかんでも先送りして、そして、後の代に先送りをするという事は、現体制においては無責任過ぎないかということをお願いなんです、私は。課題を先送りするだけの行政だったら、だれでもやれるのではないかなと思いますよ。だって、気仙沼の市長は、早く取り組むことによって一般会計の負担は少なくてすむと。抜かりなくやりたいんだと、進めたいと、こういうふうに言っているわけですね。各種の復興、救済とって国があらゆることで動いている中で、病院だけが何の対象にもならないということが理解できないんです、私は。一番命にかかわる根幹の事業が国県からは何らの補助もないというばかなことありますかね。私はばかなことと語るぐらい本当におかしいと。これはおかしいと。どう考えたって納得できないと、こう思うんです。別に、町長、あなたに銭出せと言って責めているわけではありませんよ。ありませんけれども、庁舎だとかそんなものよりも、命にかかわる壊滅的にやられた開業医もいなくなったこの町の病院をどうするんだということになったら、すぐ建てかえろと。土地だけあてがい、あと国で一切面倒を見るからと語るのが国のあり方だと思うんですね。そういうアプローチをしたのかということです、私は。平野大臣にも会えなかったとか、前原さんが来ても、気仙沼から岩手県の方に行ってしまうとか、野田総理も南三陸町には来られなかったといったことともやはりつながってくるのかなと思わずもいいことまで思うんです。もっと違うやり方、動きがなかったのかということです。何らかの復興財源というものに該当しなかったのかということです。今、あらゆる事業が皆震災復興で、当初はだめだと言っているけども、三顧の礼を尽くしてお願いをすれば国は認める方向だ、すべて。何も昔のような大きな病院を建てろではないんですから、カニの甲羅にあった穴をほれでいいんです。そうした用地を用意して、そして、それなりの病院を建設することは、計画を立てることはできなかったのかなということでもあります。もう一回お願いします。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に石巻と違うのは、石巻は本復旧でございます。私どもは仮復旧

です。いわゆる仮診療所です。ご案内のとおり、我々、今病院を本復旧する場所そのものがないと。そういうことでございますので、今回は本復旧ではなくて仮復旧という形の中で仮診療所を建設をしたいと。そういう流れで、我々としてはこれまで国に対してもお話をさせていただきました。その辺はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 そこなんですね。いわゆる庁舎もあるいは病院も、先ほど申し上げましたが、先送りするだけの行政であって、何らの基本的な、根本的な解決にはなっていない。どれか一つでも解決できなかったのかなと、こういうふうな気がするわけです。それゆえに先のことを案じるから庁舎を分離して用地をちゃんと確保した方がいいという考え方も出てきますし、さらに、5年後、10年後に町民の人口がますます減ってくる。そうした時、病院も庁舎も建てられるのかと心配をするわけですよね。そして、その世代に少なくなった人口でもってその世代が先代の残されたマイナスの遺産を背負って苦しむのかということを考えますと、何か一つぐらい、今回、思い切ってやるべきでなかったのかと。そのための、寝ないでも運動をしなければならなかったのではないかなと思うんです。その点について、町長は今後の基本的な考え方ですね。いわゆる今回病院を仮設でやらざるを得なかったと。そして、今後の方針的にどういうふうな方向づけを立てられるので考えておられるのか。その考えがあるからこそこういう動きになったのだと思いますね。お聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども、病院の今後のあり方ということについてお話をさせていただきましたが、基本的には、我々の今の現状として、先ほど申しましたように、この南三陸町と登米市という形の中で二つの施設を持ちながら進まざるを得ないと。これは今の現実でございます。そこの中で、我々とすれば、先ほど言いましたように、米山病院をお借りをできるということが5年ということに基本的にはなっております。したがって、私たちは地域医療を守るという観点の中で、その5年をとにかく一つの目標として病院の本設を進めていきたいと、そういうふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西條栄福君） ないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後3時51分 休憩

---

午後3時52分 開議

○委員長（西條栄福君） 再開をいたします。

次に、陳情11の1西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保についてを議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

陳情書をご準備願います。

〔事務局長朗読〕

〔朗読文詳細〕

○委員長（西條栄福君） これより質疑に入ります。三浦清人委員。

○三浦清人委員 陳情第80何号ですか、その質疑ということですが、まずこの1,497名の方々が陳情署名をしたということで報告を受けています。

どうなんですか、私どもに配付なっているのは16名分の署名簿なんですが、これは議会の方にあるんですか。署名のなっている名簿というのはこれぐらいあるんですかね。これは、まず各議員に配付しなくてもいいのかな。それは後で見ろということになっているんですか。それが一つ。

それから、陳情書ですから署名ですね。地域の方々はわかると思うんです。名前が書かれていればね。住所も書かれているから。私ども歌津地区の人間ですから、この方がこの番地にいるという、わからないんですね。それを確認するにはどうしたらいいかということです。

例えば、リコールとか何かありますよね。そういった場合には間違いなく選挙名簿にあるかどうかということをチェックしていくわけですね。リコールあるとね。いろいろ選挙に関係する、例えば、成人になっているかどうか。その地域にいるのは間違いはないとか。こういった署名簿というのはそこまでしなくてもいいのかどうかですね。ただ来ましたよ、何名ですよと、ぽんと来た時にそれでいいのか。この1,497名の根拠がわからないんです。それを確

認すべき手法としてはどうしたらいいのかということが第1点。

それから、この陳情書、役場でつくったのではないかというご意見もありまして、実は私の方にも住民の方から「大した文章だ。見たんだけど、これはやはり行政の方で作成したのではないか」というようなお話がありまして、私はそこで否定も肯定もしなかったんです。といいますのは、一般の方々、陳情書あるいは請願書を出す時に、専門家といいますか、役場の方々は専門家ですから、どのような内容で出したらいいかと指導を仰ぎに来て、やはり、住民の方々ですから、対してですから、「こういうやり方ですよ、ああいうやり方ですよ」という指導は大事なのではないかと思います。これは最も大切なことでね。そして、書き方も「こう書きなさいよ」と。それも私はいいいことだなと。住民の方々はわかりませんかね、事務手続の方。それから、文言等もね。「じゃこういうふうなやり方で出してください」と、これは私もいいことだなと思うんですが、ただ、役場でつくって「みんなから署名もらってきなさい」と出したのでは問題があるわけですから。そこなんです。そういうことはなかったと思うんですが、役場の方で作成して、呼ばれてからに「おめたちこれ、こいつに署名もらってこいや。何日まで。とにかく議会、おめたちやらないと通んねから早くもらってこいや」なんていうことをやる、それが問題だということをやったのだとすれば、教えて作成することはいいのだが、そういう指示を出すことが問題だということ。そういうことはないと思うんですが、一応確認のためにね。もしそんなことをしたのであれば、だれがだれに指示したのかはつきりしなければならぬと思いますよ。よくないことですからね。多分、そんなことはしませんというふうになると思うんですがね。これはいけないことですよ、そういうことをしたら。

今後、もしそういうことがあったらそういうことはさせない、しないように気をつけていただきたいというふうに思いますが。1点目は一つ。

○委員長（西條栄福君） お諮りいたします。

間もなく4時を前としておりますけれども、この議案終了まで延長したいと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

局長に説明をさせます。

○事務局長（佐藤広志君） まず、陳情書についてですけれども、陳情はあくまで記入しました3名という、3名が陳情者ということでございます。添付されている署名簿につきましては、それにただ同意する人ということで、法的に何も根拠はありません。この人数をもって法的な根拠とかというものは特にありませんので、あくまで陳情者はこの3名という内容で

ございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうすると、別にこれは本当にこの方々がいるかいないかというのは確認しなくてもいいということですね。

よく1,500名の方々が署名して陳情している、その民意はどうなんだかなんていうことを言われますから、では、別にこれはあってもなくてもいいということですね。法的にね。これは気にするなということですね。そういう解釈でよろしいですか。はっきりとそうは言われないからね。わかりました。終わります。

○委員長（西條栄福君） これより陳情11の1 西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保についてを採決いたします。

この陳情11の1を採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（西條栄福君） 起立少数であります。よって、陳情11の1は不採択とすべきものと決定されました。

以上、本特別委員会に付託されました議案第81号は否決すべきもの、議案第82号は可決すべきもの、議案第83号は可決すべきもの、陳情11の1は不採択とすべきものと決しました。

本特別委員会に付託され、審査結果が得られた事件につきましては、委員会報告を作成し議長に対し報告することといたします。

お諮りいたします。次回の特別委員会は議長、正副委員長にご一任をいただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって次回の特別委員会はそのように取り進めることといたします。

その他、委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。三浦清人委員。

○三浦清人委員 午前中の私の質問に対しての資料がないということで提出と。委員長からはまた後日その時が来ると、その時にということで了解したんですが、その時期はいつなんですかね。

○委員長（西條栄福君） 先ほど申し上げましたように、決算審査中におかれましても、こういった復興復旧と申しますか、被害状況等についても議論されておりますので、そちらの方でどうぞひとつお願いしたいと、こういうふうに申し上げたつもりでございます。というふう

をお願いしております。

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西條栄福君) ほかになければ、東日本大震災対策特別委員会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西條栄福君) ご異議なしと認めます。以上をもちまして、東日本大震災特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時04分 閉会